



桑名市景観計画



目次

はじめに	P 1
------	-----

第1章 景観計画区域	P 5
------------	-----

1. 景観計画区域
2. 景観計画区域の地区区分
3. 眺望保全区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針	P 9
--------------------	-----

1. 基本理念
2. 景観形成の基本方針
3. 良好な景観の形成に関する方針

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	P 31
-----------------------------	------

1. 行為の届出
2. 景観形成基準

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	P 42
--------------------------	------

1. 景観重要建造物の指定方針
2. 景観重要樹木の指定方針

第5章 景観重要公共施設の整備等に関する事項	P 43
------------------------	------

1. 指定の方針
2. 景観重要公共施設

推進方策	P 79
------	------

桑名市景観計画策定に係る資料編	参考1
-----------------	-----

はじめに

1. 計画の目的

桑名市は、三重県の北部に位置し、揖斐川、長良川、木曾川が集まったデルタ地帯と北側に位置する養老山地などから市域を形成しています。

このため、本市域には、デルタ地帯の平野部や伊勢湾から木曾三川にわたる長い水際線、養老山地の多度山などの、平地、河川、海浜、山地から構成された様々な景観資源が多く存在するとともに、こうした条件を生かした国営木曾三川公園や天然温泉を活用した大型レジャー施設など、親しみやすく良好な景観を持つレクリエーション施設や都市リゾート施設が整備されています。

また、本市の中心市街地や周辺の集落などでは、古くから交通の要衝であることから、東海道の宿場町、城下町として栄え、また、多度大社の門前町として発展するなど、多くの人々の交流の場でもありました。

このような歴史的背景から、本市には、天下の奇祭といわれる「石取祭」や六百年の歴史がある「上げ馬神事」、国の重要文化財に指定されている「六華苑」、県指定文化財の「七里の渡」周辺地区、多度大社の門前町周辺の歴史的まちなみなど、全国に誇る有形・無形の貴重な文化資産などが多数存在しています。

一方で、名古屋圏の活発な都市づくりに伴い、本市周辺では、広域幹線道路として伊勢湾岸自動車道や新名神高速道路が整備され、東海環状自動車道の事業化が進みつつあるなか、これらから派生するアクセス道路沿いの開発及び土地利用の多様化や高度利用などによる地域の景観への影響が懸念されます。

また、中心市街地である桑名駅前地区では、旧商業ビル跡地の再開発に続いて、桑名駅周辺地区の土地区画整理事業なども含めた新しい玄関口の整備の検討など、官民が協働するなかで新たな都市づくりやまちづくりが進んでいます。

先人から受け継いだこれらのかげがえのない市民共通の資産を守り、活用し、さらには、生活・文化・産業に磨きをかけ、美しさに満ちた質の高い郷土づくりをめざすことは、市民・事業者・行政の大きな責務です。

そこで、本市では、桑名市総合計画（平成18年9月）に定める「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市～住み良さ日本一をめざして～」の実現に向けて、本市特有の自然景観や歴史的景観、都市景観を保全・創出するための枠組を整備するため、景観に関する総合的な法律である景観法に基づき、「桑名市景観計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

景観計画とは、都市、農山漁村、その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域について、良好な景観の形成に関する計画を定めるものです。

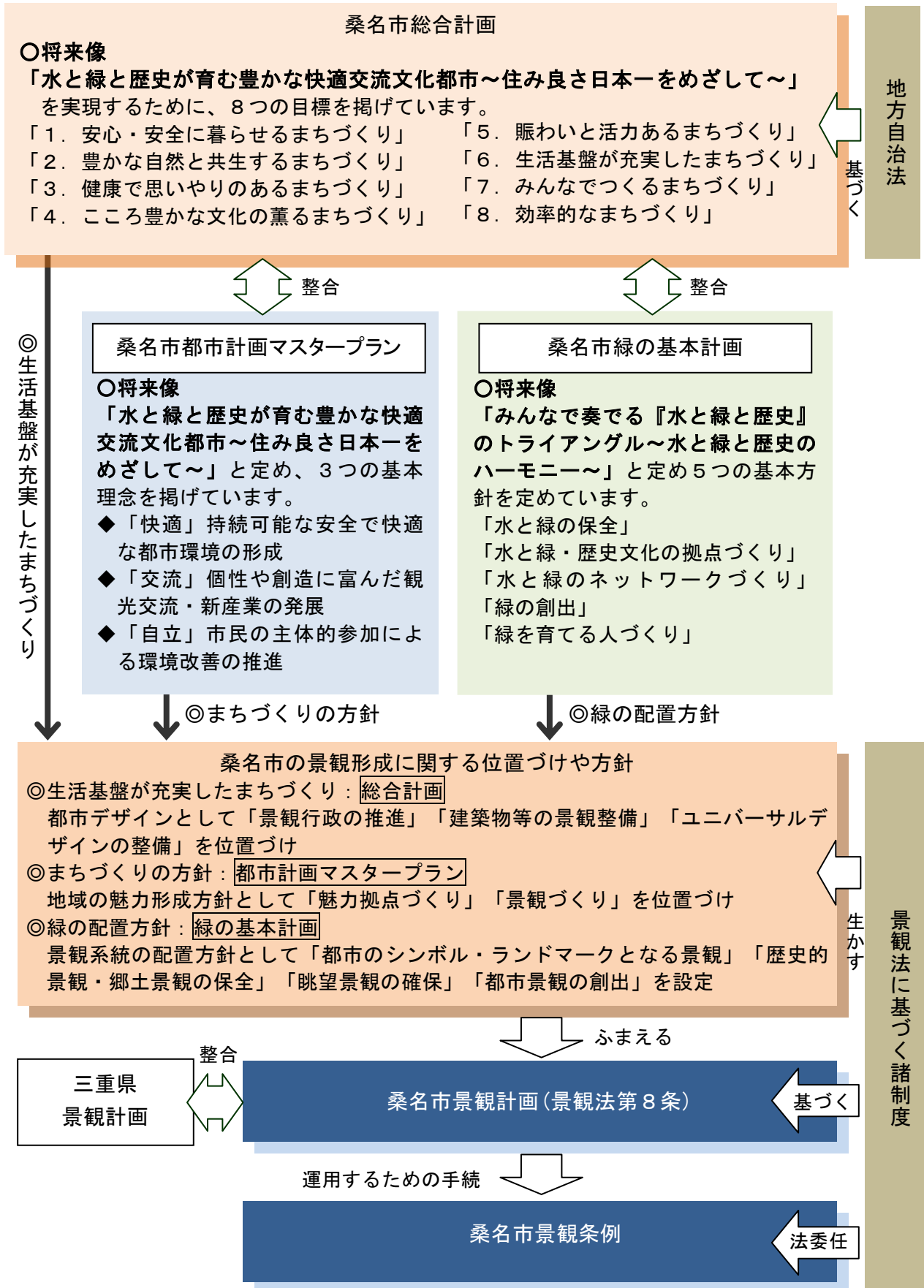
本計画は、桑名市総合計画に即した景観関連施策のマスタープランであり、各種の部門別計画と整合を図りつつ策定したもので、計画を運用するため、景観条例を制定・施行します。

本市における上位・関連計画の役割と景観計画との関係は次頁のとおりです。



□ 桑名市景観計画と上位・関連計画との関係

桑名市景観計画と総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画及び緑の基本計画や三重県景観計画などとの関係は次のとおりです。



□ 桑名市景観計画の構成

桑名市景観計画の構成は次のとおりです。

第1章 景観計画区域

【景観法第8条第2項第1号】

桑名市全域とし、9つの地区に区分します。また、重点的に良好な景観の形成を推進していく必要がある地区を重点地区とします。

第2章 良好な景観の形成に関する方針

【景観法第8条第2項第2号】

理念と目標を実現化するため、良好な景観の形成に関する方針(保全や創出など)を、景観計画区域の地区ごとに定めます。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

【景観法第8条第2項第3号】

良好な景観の形成を誘導するため、景観法第8条第2項第3号に規定される、景観形成の基準や届出を要する行為及び規模などを定めます。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

【景観法第8条第2項第4号】

地域の景観を特徴づける建造物や樹木を維持継承するため、景観法第8条第2項第4号に規定される、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

第5章 景観重要公共施設の整備等に関する事項

【景観法第8条第2項第5号】

公共施設は、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるため、景観法第8条第2項第5号に規定される、景観重要公共施設の整備等に関する事項を定めます。

推進方策

桑名市における、良好な景観の形成の実現化に向けた推進方策を示します。

第1章 景観計画区域

1. 景観計画区域

(1) 一般地区

桑名市では、景観計画区域を市全域とします。

景観計画区域のうち、「(2)重点地区」として指定していない区域を一般地区とします。

(2) 重点地区

景観計画区域のうち、住民主体によるまちづくりが検討されている地区及び歴史的まちなみや賑わいのある街路景観が形成されているなど、景観形成上重要な地区において、地域住民の合意を得て位置づける地区を重点地区とします。

本市における景観形成上重要な地区としては、慶長の町割をもとにした都市構造が現在まで受け継がれている桑名城周辺地区や妻入りの歴史的まちなみが残る多度大社門前地区、住民主体によるまちづくりが検討されている桑名駅西地区をはじめ、長島城の庭園の石で組んだ枯山水の残る又木茶屋や市指定文化財のクロマツが残る長島城址地区などが考えられます。

2. 景観計画区域の地区区分

景観計画区域は市全域としますが、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項をよりきめ細かく定めることは、本市の景観特性を生かす上で有効であるため、水辺や輪中の景観が特徴的な水辺ゾーン、山地・丘陵地や里山の景観が特徴的な緑のゾーン、中心市街地の景観である歴史ゾーンの3ゾーンに区分し、さらに、景観特性をふまえて、9つの地区に区分します。

【水辺ゾーン】

- (1) 員弁川沿い地区
- (2) 揖斐川河口地区
- (3) 揖斐川沿い地区
- (4) 輪中地区

【緑のゾーン】

- (5) 丘陵地地区
- (6) 山地地区

【歴史ゾーン】

- (7) 桑名中心市街地地区
- (8) 多度中心市街地地区
- (9) 長島中心市街地地区

図 景観計画区域



3. 眺望保全区域

市内には、養老山地（多度山）などから市街地、木曾三川、伊勢湾への眺望景観や市街地、木曾三川の堤防などから雄大な木曾三川或いは多度山などの美しい山並みへの眺望景観など、美しい景観を望める場所が多くあり、市域の様々な場所から美しい眺望景観が楽しめます。

眺望景観は、市域全体での良好な景観の形成に関する取り組みの積み重ねが重要です。そこで、次に定める指定の方針に基づき、特に本市の誇れる美しい眺望景観が望める区域を眺望保全区域として指定します。

なお、道路や橋りょうなどを自動車などで移動しながら望める眺望景観は、安全上の配慮などから、眺望保全区域として検討する眺望景観の対象外とします。（誰もが安全に滞留できる休憩所や歩道などがある場合はこの限りではありません。）

【眺望保全区域の指定の方針】

眺望保全区域を定めるための視対象と視点場の指定条件と選定	
視対象は、次の基本的条件を全て満たすものについて指定に向け検討します。	
基本的条件	(1) 視対象として、次の3つの項目を満たしていること。 ①誰もが通常容易に見ることができること。 ②歴史的・文化的価値の高いもの（歴史的建造物など）或いは自然景観として特徴のあるもの（山地・山脈など）で公共性が高いこと。 ③多くの市民に親しまれていること（市域に存在するものに限る）。
関連計画との整合	(2) 下記の関連計画等における理念や方針などと整合していること。 ①桑名市総合計画 ②桑名市都市計画マスタープラン ③桑名市緑の基本計画 ④その他関連計画における施策や事業
景観的な価値	(3) 本市の景観形成上重要な要素であり、下記の項目のいずれかに該当していること。 ①本市の景観構成要素の骨格をなしていること。 ②地域の景観を特徴づけるランドマークとなっていること。 ③市民や地域住民により大切にされ、市民の誇りとして継承するに値すること。
以上のことから、多くの場所から誰もが眺めることができ、緑の基本計画においても緑化重点地区として位置づけられていて、本市のランドマークとなっている多度山を視対象として位置づける。	
視点場は、次の基本的条件を全て満たすものについて指定に向け検討します。	
基本的条件	(1) 視点場の基本的な条件として、次の4つの項目を満たしていること。 ①指定の方針に基づく視対象を、いつでも楽しむことができること。 ②誰もが通常容易に当該視点場に行くことができること。 ③眺望景観を楽しむために安全に滞留できる公共性の高い場所があること。 ④歴史的・文化的な背景や位置づけなどがあり、多くの市民に親しまれていること。

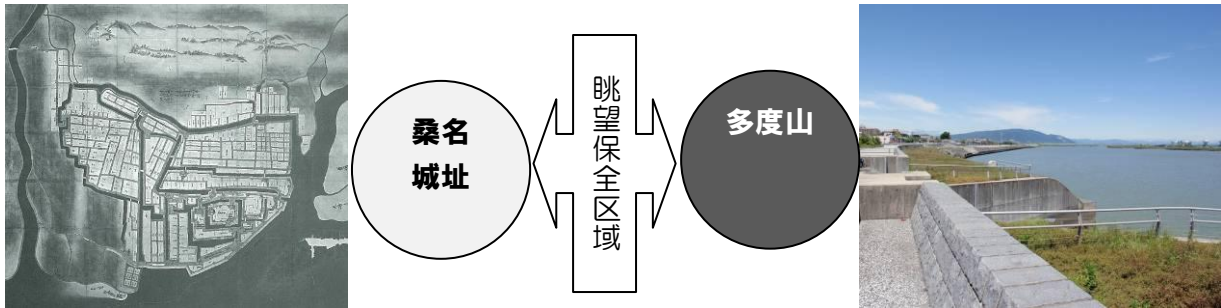
関連計画との整合	<p>(2) 下記の関連計画等における理念や方針などと整合していること。</p> <p>①桑名市総合計画 ②桑名市都市計画マスタープラン ③桑名市緑の基本計画 ④その他関連計画における施策や事業</p>
景観的な価値	<p>(3) 本市の景観形成上重要な場所であり、下記の項目のいずれかに該当していること。</p> <p>①多くの景観資源や文化財が集積しており、視対象をはじめ本市の美しい眺望景観や魅力ある景観資源を楽しめること。 ②景観100選や重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、文化的景観の重要地域など、国や公的な調査機関により、景観的な価値が認められていること。</p>

以上のことから、かつて水運で栄えた桑名城下町の玄関口でもあり、関連事業などが今後予定されている、桑名城址（吉之丸コミュニティパークから三之丸公園周辺）を視点場として位置づける。

※桑名市街地は、旧城下町の計画性を示す現在の景観として「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（文化庁：平成17年度～平成19年度）において、重要地域に選定されている。

多度山眺望保全区域の指定の効果

以上の、視点場及び視対象による多度山眺望保全区域の設定は、桑名城址と多度山を結びつけ、本市の新たな個性として創出する具体性のある方策となり、本制度の運用が「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市」の実現に向けた一つの実効性のある取り組みとなる。



多度山眺望保全区域の指定

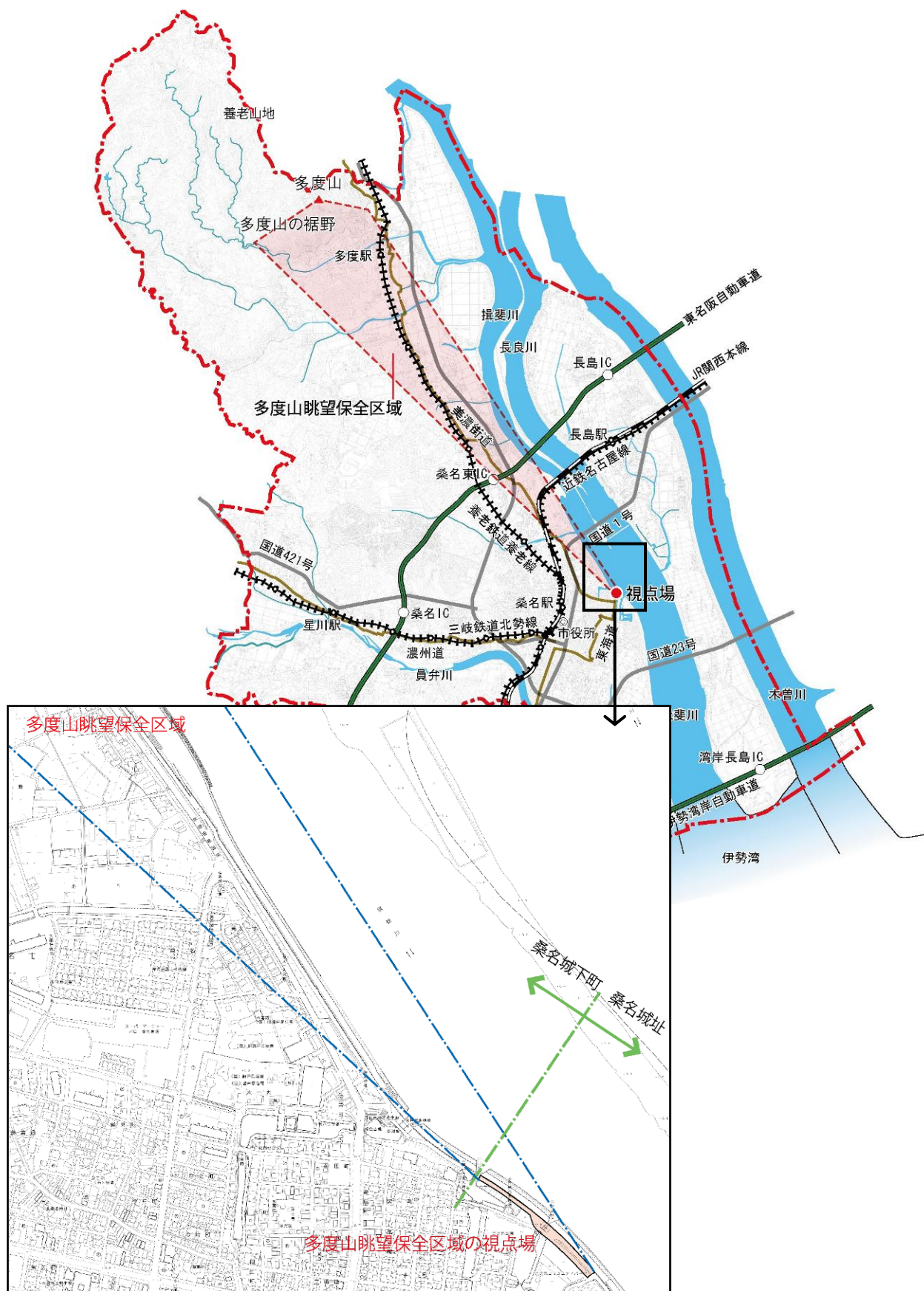
眺望保全区域の指定の方針に基づき、多度山を視対象とし、桑名城址（吉之丸コミュニティパークから三之丸公園周辺）を視点場とする多度山眺望保全区域を指定します。

【多度山眺望保全区域】

- ・視点場から視対象である多度山（山上を含み、裾野までの美しい稜線）への眺望景観が確保できる区域。
- ・建築物等の行為の制限により、視点場から視対象への眺望景観の保全が特に必要な区域（※）。

※眺望景観の保全が特に必要な区域とは、視点場と多度山の裾野及び山頂を直線で囲んだ最大の区域。

図 多度山眺望保全区域



第2章 良好な景観の形成に関する方針

1. 基本理念

育まれてきた水と緑と歴史をみんなで守り、
新たな魅力として育てる
水郷景観まちづくり



【3つの基本目標】

(1) コンパクトな都市構造を生かした水と緑と歴史の調和が美しい景観の形成

コンパクトな都市構造を生かしたより美しい景観を形成するため、景観特性をふまえて地区を区分し、各地区のめざすべき景観形成の方針と良好な景観の形成に配慮すべき事項を定めます。

(2) 水郷都市としての成り立ちを大切にした景観の形成

市域の約1/5の面積を占める木曾三川などの河川と共生のなかで形成された、広大な水郷景観を大切にするとともに、眺望として楽しめるよう、眺望景観を位置づけ配慮すべき事項を定めます。

(3) 住民とともに地区の個性ある景観を守り、賑わいや活力を育む景観の形成

住民主体によりまちづくりの取り組みがなされている地区及び歴史的まちなみや賑わいのある街路景観が形成されている地区は、本市の景観をより魅力あるものとします。このため、これらを景観形成上重要な地区として位置づけ、賑わいや活力を育むために、きめの細かい配慮すべき事項を住民とともに定めます。

2. 景観形成の基本方針

(1) 自然景観

養老山地の山並みや多度山周辺の自然環境、地域における人々の生活や営みにより育まれてきた里山の景観、木曾三川や員弁川などの河川沿いに広がる田園景観など、地域の誇りある美しい景観を保全し、次世代への継承に努めます。

① 緑の景観

「桑名市緑の基本計画（平成20年5月）」に基づき、本市の原風景を構成する養老山地やなだらかな丘陵地の緑や里山、高塚山古墳周辺や住宅地端部に残された緑など、本市に残された美しい緑の景観の保全に努めるとともに、桜堤や街路樹など新たな緑の景観の創出を図ります。

また、市街地内に残る樹林地、農地、寺社林については保全に努めるとともに、住宅地などの開発地区や土砂採取場などの大規模な土地の形質の変更については、のり面の緑化などにより景観への配慮に努めます。

② 水辺の景観

木曾三川や員弁川とその支流河川及びこれら周辺に広がる田園景観や旧城下町に残る堀などは、本市を代表する景観資源であることから、これらの保全に努めるとともに、河川沿いの自然景観や歴史的まちなみとの調和に配慮した、親しみのある水辺景観の創出を図ります。

また、木曾三川河口部の干潟、ヨシ原などは、その保全に努めるとともに、治水の機能を確保しながら自然環境との調和に配慮した護岸や橋りょうの整備など、本市を代表する河川景観や親水空間としてふさわしい景観の保全・創出に努めます。

(2) 歴史的景観

先人達がつくり上げ、戦災以降も地区の歴史性に配慮して再生してきた桑名城下町や東海道、美濃街道沿いのまちなみ、農山漁村の集落、水害から命を守ることから生まれた輪中の景観など、地域で培われてきた歴史的景観を保全するとともに、次世代への継承に努めます。

① まち（歴史的地区）の景観

桑名城址、多度大社門前町周辺地区などで見られる歴史的まちなみや多度町福永（西福永）、長島町又木などで見られる榎垣のまちなみを保全するとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した、落ち着いた景観の創出を図ります。

② 街道の景観

東海道、美濃街道、濃州道などの旧街道沿いにおいては、残された歴史的まちなみや景観資源を保全するとともに、歴史的環境に配慮したまちなみの修景や個性を生かした景観の保全を図ります。

また、景観との調和に配慮した公共事業やまちなみの誘導などにより、地区の歴史的環境を大切にしたい街道の景観の創出を図ります。

(3) 都市景観

戦災復興事業等により整備された都市基盤を基本として形成される、桑名駅周辺地区の市街地やこれとつながる丘陵地に計画的に開発された住宅団地は、ゆとりとうるおいのある景観として保全・創出を図ります。

また、近年、高規格幹線道路の利便性を生かして形成されてきた産業の景観は、本市の活力を支える新たな景観として保全・創出を図ります。

そして、これらをつなぐ広域的な交通網及び駅周辺地区や高速道路インターチェンジなどの玄関口は、本市の誇れる景観として保全・創出を図ります。

① まちの景観

本市の玄関口となる桑名駅周辺地区や多くの市民・観光客が集まる九華公園、長島地区のレジャー施設周辺、国営木曾三川公園（河口地区）などにおいては、来訪者が本市の第一印象を感じる大切な場所であるため、地域の誇れる景観として保全・創出を図ります。

また、八間通り、国道1号などの幹線道路沿いや多度駅前地区、長島駅前地区などの景観形成を図るとともに、既成市街地における落ち着いたある居住環境の保全を図ります。

② 住宅地の景観

市域中央部の丘陵地には、計画的に整備された大山田ニュータウンなどの大規模な住宅団地が見られ、これらの地区においては、周辺の自然景観及び背景となる丘陵地や山並みなどへの眺望景観に配慮した、うるおいのある緑豊かな住宅地景観の形成を図ります。

また、地区計画制度を活用した、良好な住宅地の形成や住宅地内の街路樹の保全・整備を図ります。

③ 産業の景観

本市は、立地条件や交通アクセスなどの条件がよく、企業立地が進んでおり、さらに、新たな開発に向けた動きも見られます。

今後、インターチェンジ周辺や多度方面の大規模開発可能地は、本市を代表する産業拠点として、周辺の自然環境や景観との調和に配慮するとともに、敷地内緑化や生垣による修景などにより、背景となる山並みや田園地帯、丘陵地との調和に配慮した景観の形成を図ります。

また、中心市街地においては、商業地として誇りのもてる、ゆとりと賑わいのある景観の形成を図るとともに、木曾三川の河口部においては、水辺の景観の保全とあわせて、漁業の景観の保全に努めます。

④ 景観上重要な公共施設

道路、河川、公園などの公共施設は、良好な景観の形成上重要な要素のひとつであり、地域の景観を先導していく必要があります。

そこで、景観上重要な道路については、街路樹の保全・整備や道路附属施設、占用

物、屋外広告物の整序・規制、地域のランドマークとして魅力ある橋りょうの保全・整備などにより、交通軸にふさわしい良好な沿道景観の形成に努めます。

景観上重要な河川については、護岸や管理道路、樋門などとともに、水辺の景観を構成する重要な要素となることから、これらとの調和に配慮した景観の形成を図るとともに、伊勢大橋から揖斐長良大橋にかけての揖斐川右岸は、広がりのある河川への眺望景観を楽しめる場として、河川沿いの歴史的景観との調和に配慮した、開放的で親しみのある水辺の景観の創出を図ります。

景観上重要な公園については、九華公園及び播磨中央公園などの大規模な公園や桑名市総合運動公園などのスポーツ・レクリエーション施設などを水と緑の拠点として位置づけ、周辺の自然環境との調和に配慮した整備及び適切な維持管理を図ります。

(4) 眺望景観

本市においては、木曾三川沿いの堤防道路や国道258号沿いなど、市域の様々な場所で養老山地の山並みや緩やかな丘陵地、河川沿いに広がる田園景観などの眺望景観が楽しめます。

桑名城址である九華公園からは、公園内の緑の背後に、建築物のスカイラインが突出して見られます。

そこで、本市の良好な景観のイメージを育てているこれらの眺望景観を大切にするため、眺望景観に影響する行為について、可能なかぎり景観誘導に努めるとともに、背景となる眺望景観にとけ込むような形態意匠や色彩、素材に配慮し、大規模な施設については、敷地周りの緑化や形態意匠への配慮により、周辺の自然環境との調和に努めます。

また、本市の美しい眺望景観が楽しめる多度山や丘陵地、堤防道路、橋りょうなどの視点場を保全・創出するとともに、眺望景観の対象となる木曾三川や養老山地などへの景観を守り、広がりのある水郷都市としてふさわしい眺望景観を次世代に継承するよう努めます。

(5) 心象景観

本市においては、日本一やかましい祭りといわれている石取祭をはじめ、上げ馬神事が有名な多度まつりなどの代表的な伝統行事や九華公園のさくらまつりやつつじまつりなどの季節行事があります。

また、地区独自の取り組みとして、寺町商店街における三八市や多度山における多度山再生への取り組みなどが行われています。

これらの伝統行事や季節行事、地区住民などによる取り組みは、郷土への愛着心を育むことにつながり、結果として、良好な景観の形成に関する取り組みにもつながります。

そこで、先人達の知恵により育まれてきた伝統行事や美しい自然景観を感じる季節行事は、今後も大切に継承していくとともに、各地域独自の取り組みについては、誰もが参画でき、ともに楽しむことができるものとなるよう、その取り組みを促します。

3. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 員弁川沿い地区

① 景観特性

本地区は、員弁川と濃州道沿いに発展した田園地区で、地区の南側は四日市市、朝日町と接しています。

◆自然景観

員弁川は、カワセミなどの野鳥の生息地となっており、周辺にはまとまりのある田園景観が広がります。

平群池^{へぐり}周辺や能部東谷地区などの水路には、ホタルが生息できる環境が残っています。

また、三弧子川^{さごじがわ}などでは、自然環境の保全に配慮した護岸整備が行われています。

◆歴史的景観

丘陵地^{へぐり}端部には、島田城址、長谷神社、平群神社、額田神社をはじめ、由緒ある寺社などの歴史的資源が残っています。

また、平群池^{へぐり}周辺の志知地区には「ヤマトタケル」にちなんだ伝説や昔話が伝えられています。

◆都市景観

地区の南部の里山には、正和台、赤尾台の住宅地が開発されており、員弁川沿いには桑部、七和などの集落が点在します。

◆眺望景観

員弁川の護岸や橋りょうなどからは、里山や市域を縁取る山並みを背景として、まとまりのある農地への眺望景観が楽しめます。



桑部、西金井などの田園地帯と里山



西別所のまちなみ(濃州道)



東正和台のまちなみ



志知、島田などの田園地帯と里山への眺望景観

② テーマ

員弁川や田園景観、里山と調和のとれた、うるおいのある景観の形成を図ります。

③ 景観類型別方針

【自然景観】

○緑（山）の景観

- ・ 地区南部の志知、桑部などの里山における行為にあたっては、地形の改変を最小限とし、既存樹木の保存・活用を図るとともに、敷地や擁壁などを緑化により修景するなど、里山の緑の保全に努めます。
- ・ 員弁川沿いのまとまりのある農地の保全に努めます。

○水辺の景観

- ・ 野鳥の生息地となっている員弁川などの豊かな自然環境の保全に努めるとともに、治水の機能を確保しながら自然環境の保全に配慮した護岸整備などにより、うるおいのある水辺景観の創出を図ります。
- ・ 嘉例川の桜堤の保全に努めます。
- ・ ホタルが生息する平群池や地区内に点在する溜池などの景観資源の保全に努めます。

【歴史的景観】

○まち（歴史的地区）の景観

- ・ 長谷神社、平群神社、額田神社をはじめ、由緒ある寺社などの景観資源の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る集落との調和に配慮します。

○街道の景観

- ・ 濃州道沿いの切妻屋根や格子戸のある美しい家並み、由緒ある寺社などの景観資源の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠などの工夫により、これらとの調和に配慮します。

【都市景観】

○住宅地の景観

- ・ 建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る員弁川沿いの集落との調和に配慮します。
- ・ 正和台、赤尾台の開発された住宅団地では、敷地内の生垣やシンボルツリーなどの緑化により、周辺の緑との調和に配慮します。

○産業の景観

- ・ 大規模な商業地においては、敷地境界部に緑地帯を設置するなどにより、周辺の景観との調和に配慮します。

○景観上重要な公共施設

- ・ 自然環境豊かな員弁川や街路樹が整備された県道桑名東員線は、周辺の景観の保全や調和に配慮した、うるおいのある景観の形成を図ります。

【眺望景観】

- ・ 員弁川の護岸や橋りょうなどから楽しむことができる里山や市域を縁取る山並みを背景として広がる農地への眺望景観の保全を図ります。
- ・ まとまりのある農地を走るナローゲージの北勢線への眺望景観や北勢線からの眺望景観の保全に努めます。

(2) 揖斐川河口地区

① 景観特性

本地区は、揖斐川と員弁川の河口部に発展した田園地区で、東西を2つの川に挟まれた低地となっています。

◆自然景観

主に、海岸部を干拓してできた土地が多く、まとまりのある田園景観が広がります。

◆歴史的景観

東海道五十三次で唯一海路であった七里の渡を往来した旅人に、桑名の宿を表示する目印となっていた浜の地蔵堂前の常夜灯が復元されています。

◆都市景観

国道23号、伊勢湾岸自動車道など広域的なアクセスが充実しており、湾岸桑名インターチェンジは本市の代表的な玄関口となっています。

また、伊勢湾岸自動車道のトゥインクル（揖斐川橋と木曾川橋に付けられた愛称）は、地域のランドマークとして、形態意匠で地域の景観を先導しています。

◆眺望景観

浜の地蔵堂などの揖斐川堤防からは、伊勢湾や木曾三川、トゥインクル、対岸の大規模レジャー施設などへの眺望景観が楽しめます。

また、県道湾岸桑名インター線や堤防道路などからは、まとまりのある農地への眺望景観が楽しめます。



員弁川(福江付近)



地蔵の常夜灯



小貝須の住・工・農地混在地区



揖斐川護岸から長島への眺望景観

② テーマ

田園景観と調和のとれた、広域的な玄関口として誇れる景観の形成を図ります。

③ 景観類型別方針

【自然景観】

○緑（山）の景観

- ・ 福岡町、太平町などに広がる、まとまりのある農地の保全に努めます。

○水辺の景観

- ・ 伊勢湾に流れ込む木曾三川や員弁川の河口部に見られ、野鳥の生息地となっている干潟など、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、治水の機能を確保しながら親水性に配慮した、うるおいのある水辺景観の創出を図ります。

【歴史的景観】

○街道の景観

- ・ かつては七里の渡で桑名へ向かう人々が目印とした、浜の地蔵堂前の常夜灯などの景観資源の保全に努めるとともに、地区の魅力を高めるため、その有効活用に努めます。

【都市景観】

○まちの景観

- ・ 伊勢湾岸自動車道や湾岸桑名インターチェンジ周辺地区は、桑名市の新たな玄関口として、周辺の田園景観との調和に配慮した、魅力ある景観の創出を図ります。

○景観上重要な公共施設

- ・ 湾岸桑名インターチェンジへのアクセス道路である県道湾岸桑名インター線沿道は、建築物等の規模・配置などの工夫により、背景に広がるまとまりのある田園への眺望景観の保全に配慮します。

【眺望景観】

- ・ 河口部における建築物等の規模、形態意匠の配慮により、広がりのある伊勢湾への眺望景観の保全を図ります。
- ・ 浜の地蔵堂などの揖斐川堤防は、伊勢湾や木曾三川、トゥインクル、対岸の大規模レジャー施設などへの眺望景観の視点場として、その保全に努めます。

(3) 揖斐川沿い地区

① 景観特性

本地区は、木曾三川の揖斐川右岸に広がる田園地区で、地区の大半は農用地区域となっています。

◆自然景観

揖斐川では、堤防整備が進められていますが、水際にはヨシ原が見られます。

また、揖斐川や国道258号に沿って、まとまりのある田園景観が広がります。

◆歴史的景観

美濃街道沿いの下深谷部、多度町御衣野、多度町下野代、多度町香取などの集落には、古いまちなみや寺社などの景観資源が見られます。

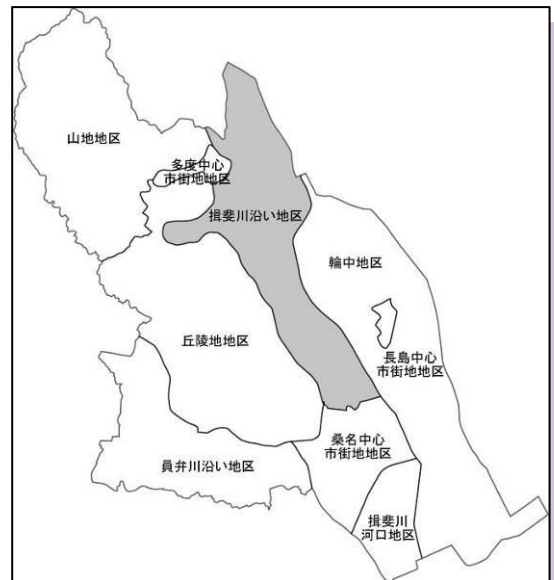
また、地区北部の多度町福永（西福永）や多度町平古（平賀）の集落では、連続した榎垣のまちなみが残ります。

◆都市景観

地区の南部は、近年市街化が進み、中高層マンションや大規模な工場地などが見られます。

◆眺望景観

地区を通る国道258号や木曾三川の堤防道路、県道桑名海津線（通称：中堤道路）沿道からは、広がりのある木曾三川や多度山への眺望景観が楽しめます。



自然環境豊かな揖斐川



多度町福永(西福永)の榎垣のまちなみ



福島の高層マンション



肱江川沿いから田園地帯や山並みへの眺望景観

② テーマ

木曾三川や田園景観と調和のとれた、美しく快適な景観の形成を図ります。

③ 景観類型別方針

【自然景観】

○緑（山）の景観

- ・ 揖斐川沿いのまとまりのある農地の保全に努めます。

○水辺の景観

- ・ 揖斐川のヨシ原などの豊かな自然環境の保全に努めるとともに、治水の機能を確保しながら自然環境の保全に配慮した護岸整備などにより、うるおいのある水辺景観の創出を図ります。

【歴史的景観】

○まち（歴史的地区）の景観

- ・ 榎垣のまちなみが残る多度町福永（西福永）及び多度町平古（平賀）などの集落や古いまちなみが残る多度町香取などの集落景観の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける集落景観との調和に配慮します。

○街道の景観

- ・ 美濃街道沿いの下深谷部、多度町下野代などの古いまちなみや寺社などの景観資源の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠などの工夫により、これらとの調和に配慮します。

【都市景観】

○まちの景観

- ・ 建築物等は、魅力あるまちの景観を形成するため、形態意匠などの工夫により、周辺の景観との調和に配慮します。

○住宅地の景観

- ・ 建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る住宅地との調和に配慮します。
- ・ 中高層マンションは、壁面の後退や敷地境界部の緑化による緩衝帯の設置を行うなど、歩行者などへ圧迫感を感じさせないように、配慮します。

○産業の景観

- ・ 地区南部の大規模な工業地においては、敷地内及び敷地境界部に緑地帯などを設置し、壁面を可能な限り道路から後退するなど、周辺の緑の景観との調和や圧迫感を感じさせないように配慮します。
- ・ 工業地の資材置場は、周辺の住宅地などに圧迫感を感じさせないように、整然とした積み上げに配慮します。

○景観上重要な公共施設

- ・ 国道258号及びその沿道は、建築物等の規模・配置などの工夫により、背景に広がるまとまりのある田園への眺望景観の保全に配慮します。

【眺望景観】

- ・ 揖斐川の護岸や橋りょうなどから楽しむことができる、広がりのある木曾三川への眺望景観の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠の配慮などにより、養老山地の山並みを背景として広がる農地への眺望景観の保全を図ります。
- ・ 桑名を代表する水辺の景観である木曾三川の眺望景観を保全するため、対岸や県道桑名海津線（通称：中堤道路）沿道などからの眺望景観に配慮し、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮します。

(4) 輪中地区

① 景観特性

本地区区は、揖斐川、長良川、木曾川に囲まれ、これらの河川との共生のなかで広がる田園地区で、木曾川を挟んで木曾岬町や愛知県と接しています。

◆自然景観

全域が水郷県立自然公園内にあり、長良川や木曾川の雄大な水辺の自然環境が形成されるとともに、水屋などの輪中地帯特有の景観が残る田園景観が広がっています。

◆歴史的景観

地区内には、水屋の残る長島町西川の集落や連続した榎垣のまちなみが残る長島町殿名、長島町西外面などの集落が見られます。

また、芭蕉ゆかりの地である大智院や長島一向一揆殉教の碑のある願證寺など歴史的資源にも恵まれています。

◆都市景観

近年、治水と利水を目的とした長良川河口堰が建設されています。

東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、国道1号、国道23号など、東西方向の交通網が整っており、木曾三川に架かる橋りょうは、地域のランドマークとなっています。

地区南部には、多くの観光客が訪れる大規模なレジャー施設が見られ、地区北部には、長島運動公園や輪中の歴史などが学べる輪中の郷などは市民に親しまれています。

◆眺望景観

地区の外周をとりまく堤防道路や県道桑名海津線（通称：中堤道路）沿道からは、木曾三川や養老山地、鈴鹿山脈への眺望景観が楽しめます。



国営木曾三川公園施設と田園景観



長島町西外面(遠浅)の榎垣のまちなみ



長島町浦安のレジャー施設



長島町千倉から鈴鹿山脈への眺望景観

② テーマ

地区の成り立ちを象徴する輪中特有の景観を大切にした景観の形成を図ります。

③ 景観類型別方針

【自然景観】

○緑（山）の景観

- ・ 木曾三川沿いのまとまりのある農地や水屋などの輪中地帯特有の景観の保全に努めます。
- ・ 平坦な水田地帯のランドマーク的な役割を果たす寺社を囲む緑の保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などにより、周辺の景観との調和に配慮します。

○水辺の景観

- ・ 野鳥の生息地となっている木曾三川などの豊かな自然環境の保全に努めるとともに、治水の機能を確保しながら自然環境の保全に配慮した護岸整備などにより、うるおいのある河川景観の創出を図ります。

【歴史的景観】

○まち（歴史的地区）の景観

- ・ 水屋や石積みの外構などの輪中地帯特有の景観が残る長島町松之木などの集落や楨垣のまちなみが残る長島町又木などの集落は、その保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る集落との調和に配慮します。

【都市景観】

○住宅地の景観

- ・ 建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける家並みや外構などが残る木曾三川沿いの集落との調和に配慮します。
- ・ 近年開発された住宅団地では、敷地内の生垣やシンボルツリーなどの緑化により、周辺の田園景観との調和に配慮します。

○産業の景観

- ・ 大規模な集客施設では、田園景観から突出する建築物や工作物の形態意匠の工夫や敷地境界部に緑地帯を設置するなど、周辺の景観との調和に配慮します。

○景観上重要な公共施設

- ・ 県道水郷公園線は、桜並木の保全に努めるとともに、沿道に見られる建築資材などの物件の堆積場などは、敷地内緑化の推進などにより、周辺の田園景観との調和に配慮した、うるおいのある沿道景観の形成に努めます。
- ・ 伊勢湾岸自動車道や湾岸長島インターチェンジ周辺地区は、新たな広域的玄関口として、魅力の創出を図ります。

【眺望景観】

- ・ 木曾三川の堤防道路から、水屋などの輪中地帯特有の景観が残る田園への眺望景観の保全を図るため、建築物等の形態意匠や敷地の緑化などに配慮します。
- ・ 木曾三川の堤防道路や木曾三川に架かる橋りょう、県道桑名海津線（通称：中堤道路）沿道から楽しめる養老山地や鈴鹿山脈などへの眺望景観の保全に努めます。

(5) 丘陵地地区

① 景観特性

本地区は、市域の西側から中部にかけてなだらかに連なる丘陵地地区で、大規模な住宅地開発がみられます。

◆自然景観

地区には、里山の景観が見られ、豊かな自然環境に恵まれています。

また、丘陵地に見られる緑や竹林、高塚山古墳などの緑が市街地にうるおいを与えています。

◆歴史的景観

地区南側の丘陵地端部では、走井山公園として市民に親しまれている矢田城址や勧学寺、聖衆寺などの寺院が見られます。

◆都市景観

地区には、東名阪自動車道桑名インターチェンジがあり、広域の交通アクセスに恵まれ、計画的に開発された大山田、蓮花寺、新西方、星見ヶ丘、希望ヶ丘などの住宅地が見られます。

また、市民の憩いの場として親しまれている桑名市総合運動公園、播磨中央公園、藤が丘デザイン公園、多度運動公園などの設備が充実した公園が見られ、これらと近接した地区北部の里山地区では、大規模な工場地が整然と整備されています。

◆眺望景観

丘陵地にある走井山公園からは、市街地や伊勢湾までの眺望景観が楽しみ、高塚山古墳周辺からは、雄大な木曾三川と名古屋駅周辺の高層ビル群などの眺望が楽しめます。



桑名市総合運動公園



播磨中央公園



住宅地と街路樹



多度工業団地

② テーマ

丘陵地の緑と調和のとれた、うるおいと活力のある景観の形成を図ります。

③ 景観類型別方針

【自然景観】

○緑（山）の景観

- ・ 市街地に残る高塚山古墳の丘陵地（竹林で覆われた樹林地）や市街地に残された斜面緑地などの緑の保全に努めます。
- ・ 丘陵地端部の里山における行為にあたっては、地形の改変を最小限とし、既存樹木の保存・活用を図るとともに、敷地を緑化などにより修景するなど、里山の緑の保全に努めます。
- ・ 土石の採取により緑が失われ、岩肌が露出した跡地は、できる限り早期に周辺の植生との調和に配慮した緑の回復を促します。

【歴史的景観】

○まち（歴史的地区）の景観

- ・ 矢田城址や尾畑城址、勸学寺や聖衆寺などの寺社、諸戸水道貯水池遺構など景観資源の保全に努めるとともに、建築物等については、規模・配置などの工夫により、これらの景観資源との調和に配慮します。

【都市景観】

○住宅地の景観

- ・ 建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける既存のまちなみや里山の集落との調和に配慮します。
- ・ 丘陵地に計画的に開発された住宅地では、敷地内の生垣やシンボルツリーの植栽などの緑化により、落ち着きのある住環境の保全及び創出を図ります。

○産業の景観

- ・ 多度町力尾などの大規模な工業地、商業地においては、敷地内及び敷地境界部に緑地帯などを設置し、壁面を可能な限り道路から後退するなど、周辺の緑の景観との調和や圧迫感を感じさせないように配慮します。

○景観上重要な公共施設

- ・ 県道桑名東員線など、丘陵地に計画的に開発された住宅地内に見られる街路樹のある通りを保全するとともに、うるおいのある沿道景観の創出を図ります。
- ・ 桑名市総合運動公園、播磨中央公園、藤が丘デザイン公園などは、市民の憩いの場として、また、視点場としての保全に努めます。

【眺望景観】

- ・ 走井山公園は、市街地や伊勢湾まで見渡せる視点場として保全を図ります。
- ・ 高塚山古墳周辺は、雄大な木曾三川や名古屋駅周辺の高層ビル群を望むことができる場所として保全に配慮します。

(6) 山地地区

① 景観特性

本地区は、市域の北部にあり、養老山地などにより構成される山地地区で、西側はいなべ市、東員町と接し、北側は岐阜県と接しています。

◆自然景観

地区の大半が山林や多度山の松を含む樹林地となっており、季節の彩り豊かな多度峡や多度山は、憩いの場やハイキングコースとして親しまれています。

◆歴史的景観

地区を流れる肱江川沿いの里山には、住宅や寺社の瓦屋根の家並みが美しい多度町古野や多度町美鹿などの集落が見られます。

◆都市景観

市内のランドマークとなっている多度山には、展望台、運動広場、野外ステージのある多度山上公園があり、市民などに親しまれています。

◆眺望景観

多度山上公園、多度山山頂などからは、木曾三川や伊勢湾などへの眺望景観が楽しめます。



多度町美鹿の農地



多度町古野の集落



多度山上公園(ヤングランド)



多度山から市街地への眺望景観

② テーマ

季節の彩り豊かな養老山地の自然環境を大切にした景観の形成を図ります。

③ 景観類型別方針

【自然景観】

○緑（山）の景観

- ・ 本市の景観資源を代表し、地域のランドマークとなっている多度山をはじめとする養老山地の松の植生やまとまりのある森林景観の保全に努めます。
- ・ 山間部に見られる里山における行為にあたっては、地形の改変を最小限とし、既存樹木の保存・活用を図るとともに、敷地や擁壁などを緑化により修景するなど、里山の緑の保全に努めます。
- ・ 土石の採取により緑が失われ、岩肌が露出した跡地は、できる限り早期に周辺の植生との調和に配慮した緑の回復を促します。
- ・ 多度町美鹿などの農地の保全に努めます。

○水辺の景観

- ・ 季節の彩りが豊かな多度峡周辺やホタルが生息する多度川は、本市を代表する景観資源であり、これらの自然環境に配慮した護岸整備などにより、うるおいのある水辺景観の保全・創出を図ります。

【歴史的景観】

○まち（歴史的地区）の景観

- ・ 瓦屋根の家並みが美しい多度町古野の集落などは、その保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠、敷地の緑化などの工夫により、地域の景観を特徴づける既存のまちなみとの調和に配慮します。

【都市景観】

○景観上重要な公共施設

- ・ 多度山上公園やハイキングコースは、市民の憩いの場として、市民活動とともに保全を図ります。

【眺望景観】

- ・ 地域のランドマークとなる多度山は、市内からの眺望景観の視対象として、また、多度山上公園は、木曾三川を中心とした水郷県立自然公園が見渡せる視点場として、その保全に努めます。

(7) 桑名中心市街地地区

① 景観特性

本地区は、東海道宿場町を中心に発展し、商業地、住宅地、工業地、農地が混在した中心的地区です。

◆自然景観

本地区は、揖斐川、員弁川に面しており、広がりのある水辺の景観が見られます。

◆歴史的景観

東海道や濃州道沿いには、安永、西矢田、馬道など古いまちなみが残る地区が見られます。

また、伊勢の国一の鳥居のある七里の渡、六華苑、西諸戸をはじめ、石取祭で有名な春日神社や桑名の千羽鶴発祥の長圓寺、西側の丘陵地にかけては、照源寺や大福田寺など歴史的にも由緒ある資源が多く見られます。

◆都市景観

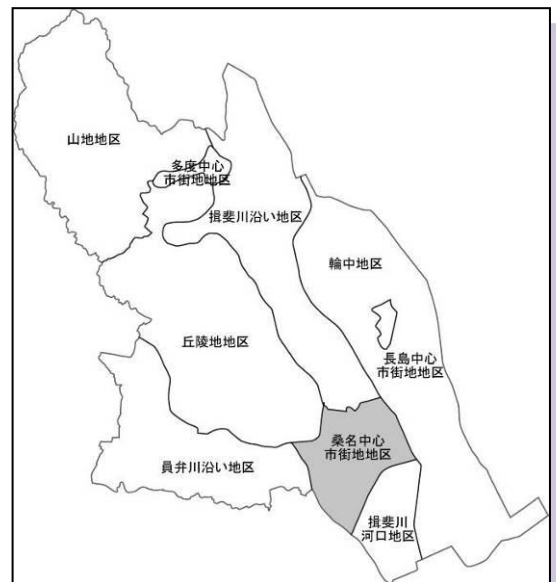
桑名駅前地区については、再開発などによりサンファールが整備される一方で、老朽化などにより、空き店舗なども多く見られます。

また、地区のシンボルロードである八間通りは、電線類の地中化や街路樹の植樹などにより景観に配慮した整備がされています。さらに、赤須賀地区には漁村特有のまちなみが見られます。

◆眺望景観

揖斐川護岸からは、木曾三川の広がりのある眺望景観が、員弁川護岸からは、藤原岳に代表される鈴鹿山脈への眺望景観が楽しめます。

また、桑名駅前から西方向には市街地を縁取る丘陵地の緑が見られます。



七里の渡跡(揖斐川)



住吉入江と諸戸邸



桑名駅前地区／サンファール

トピックス

元旦などには、住吉神社の鳥居の中央付近から日の出を楽しむことができます。



② テーマ

桑名の中心部として誇れる、魅力と賑わいのある景観の形成を図ります。

③ 景観類型別方針

【自然景観】

○水辺の景観

- ・ 七里の渡に象徴される水運で発展した揖斐川の水辺や旧城下町に残る堀などは、本市を代表する景観資源であり、治水の機能を確保しながらこれらの保全に努めるとともに、堀の整備等に際しては親しみのある水辺景観の創出を図ります。

【歴史的景観】

○まち（歴史的地区）の景観

- ・ 慶長の町割をもとにした城下町の都市構造を大切するため、城壁、堀、寺院などの歴史的資源の保全に努めるとともに、六華苑、諸戸氏庭園などの歴史的資源をまちなかの魅力を高めるため、その有効活用に努めます。
- ・ 揖斐川沿いの漁師町として発展し、現在も古いまちなみや集落構造が見られる赤須賀の集落は、その歴史性に配慮した景観の形成に努めます。

○街道の景観

- ・ 東海道や濃州道沿いに残る宿場町の面影や連子格子のある古いまちなみの保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠の工夫により、これらのまちなみとの調和に配慮します。

【都市景観】

○まちの景観

- ・ 桑名駅前、まちの顔としての魅力を創出するため、建築物の低層部の形態意匠の工夫により、賑わいのある歩行者空間の創出を図ります。
- ・ 老朽化が進む建築物等は、魅力あるまちの景観を形成するため、建築物等の形態意匠の連続性に配慮します。

○住宅地の景観

- ・ 中高層マンションは、壁面の後退や敷地境界部に緑化による緩衝帯などを設置し、歩行者などに圧迫感を感じさせないように配慮します。

○産業の景観

- ・ 寺町商店街などは、建築物の規模・配置、形態意匠の工夫により、まとまりのある景観の保全を図るとともに、低層部の工夫による賑わいの創出に努めます。
- ・ 住工の建物用途が混在する江場地区などにおいては、工場敷地内の緑化に努め、周辺の住宅地への圧迫感を感じさせないように配慮します。

○景観上重要な公共施設

- ・ 電線が地中化され整備された八間通りや丘陵地の緑、連続した市街地がみられる国道258号の適切な保全を図ります。
- ・ 九華公園や吉之丸コミュニティパークは、市民の憩いの場として、また、広がりのある木曾三川への眺望景観を楽しめる場として保全に努めます。
- ・ 伊勢大橋から揖斐長良大橋にかけての揖斐川右岸は、広がりのある河川への眺望景観を楽しめる場として、また、河川沿いの歴史的景観との調和に配慮し、観光や交流拠点として、親しみと魅力ある水辺の景観の創出に努めます。

【眺望景観】

- ・ 桑名駅前から西方向の背景となる丘陵地の緑への眺望景観を保全するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮します。
- ・ 桑名を代表する木曾三川や多度山への眺望景観を保全するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮します。
- ・ 丘陵地端部の視点場などから市街地への眺望景観を保全するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮します。

(8) 多度中心市街地地区

① 景観特性

本地区は、多度大社、多度駅周辺に発展し、住宅地、商業地を中心とした多度町の中心的地区です。

◆自然景観

地区の中心を流れる多度川からは、多度山をはじめ、養老山地などへの眺望が楽しめます。

◆歴史的景観

地区には、白馬伝説の歴史と上げ馬神事や流鏝馬祭りなどの伝統が継承されている多度大社があり、その参道には、伝統的建築様式を継承した歴史的まちなみが残ります。

美濃街道が通る多度町戸津、多度町柚井の集落では、街道沿いに榎垣のまちなみが見られます。

◆都市景観

地区の中心部には、多度川や多度川沿いの高台に沿って、多度体育センター、多度すこやかセンター、ふるさと多度文学館などの公共施設が集まっています。

◆眺望景観

ふるさと多度文学館、多度町総合支所などが集まる高台からは、多度山の山並みなどへの眺望景観が楽しめます。



地区の中心を流れる多度川(多度橋から)



多度町戸津の榎垣のまちなみ(美濃街道)



多度町柚井のまちなみ



多度大社

② テーマ

門前町や美濃街道沿いの歴史的環境を大切にした景観の形成を図ります。

③ 景観類型別方針

【自然景観】

○水辺の景観

- ・ 多度川は、地域を特徴づける水辺であり、景観資源としてこれらの保全に努めるとともに、これらの自然環境の保全に配慮した護岸整備などにより、うるおいのある水辺景観の創出を図ります。

【歴史的景観】

○まち（歴史的地区）の景観

- ・ 多度大社門前町の妻入りの歴史的まちなみの保全に努めるとともに、これらのまちなみとの連続性を確保するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮し、地域の資源を結んだ回遊性の向上に努めます。

○街道の景観

- ・ 美濃街道沿いの多度町柚井、多度町戸津などに見られる長屋門と塀のある家屋や槇垣のまちなみの保全に努めるとともに、これらのまちなみとの連続性を確保するため、建築物等の規模・配置、形態意匠、外構に配慮します。

【都市景観】

○まちの景観

- ・ 多度駅前地区は、まちの玄関口としての魅力を創出するため、特に建築物の低層部の形態意匠の工夫により、賑わいのある歩行者空間の形成に努めます。

○産業の景観

- ・ 商店街においては、建築物の規模・配置、形態意匠の工夫により、まとまりのある景観の保全を図るとともに、低層部の工夫による賑わいの創出に努めます。
- ・ 老舗が残る古いまちなみに調和した、まちなみの創出に努めます。

○景観上重要な公共施設

- ・ ふるさと多度文学館、多度町総合支所などが集まる地区は、市民の交流、憩いの場として、まとまりのある景観が形成されるよう、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮します。

【眺望景観】

- ・ ふるさと多度文学館周辺地区は、多度山などへの視点場として保全に努めるとともに、建築物等の規模・配置、形態意匠などの配慮により、多度山の稜線の保全に努めます。

(9) 長島中心市街地地区

① 景観特性

本地区は、長島城址周辺や東海道沿道に発展し、住宅地、商業地を中心とした長島町の中心的地区です。

◆自然景観

長島中部小学校の校内に見られるクロマツの大樹は、市の指定文化財（天然記念物）で、樹齢300年以上と推定されており、地域のシンボルとなっています。

◆歴史的景観

長島城址は、長島一向一揆の本城、長島藩の居城を経て、現在は長島中部小学校、中学校となっています。

明治時代には、東海道七里の渡が次第に衰え、地区内の長島下町、長島中町などを通って桑名へ渡る陸上道路が用いられるようになり、街道沿いにはその名残が見られます。

◆都市景観

近鉄長島駅前地区は、景観に配慮した整備がなされています。

また、長島川遊歩道、長島町情報交流施設又木茶屋の整備などにより、うるおいのある水辺環境が形成されており、市民の憩いの場となっています。



長島中部小学校の校内のクロマツの大樹



近鉄長島駅前ロータリー



又木茶屋



長島川と遊歩道

② テーマ

長島城址として、また、長島中心部としてふさわしい景観の形成を図ります。

③ 景観類型別方針

【自然景観】

○水辺の景観

- ・ 長島城址に沿って流れる長島川は、遊歩道とともに、うるおいある水辺景観として、これらの保全を図ります。

【歴史的景観】

○まち（歴史的地区）の景観

- ・ 長島城址、長島川、又木茶屋などの周辺は、歴史を感じさせる面影を有しており、これらの保全に努めるとともに、地域の資源を結んだ回遊性の向上に努めます。

○街道の景観

- ・ 長島町長島下町、長島町長島中町などのまちなみの保全に努めるとともに、これらのまちなみとの連続性を確保するため、建築物等の規模・配置、形態意匠に配慮します。

【都市景観】

○まちの景観

- ・ 長島駅前地区は、魅力あるまちの玄関口とするため、建築物の規模・配置、形態意匠に配慮します。

○住宅地の景観

- ・ 中高層マンションは、壁面の後退や敷地境界部に緑化による緩衝帯などを設置し、歩行者などへ圧迫感を感じさせないよう配慮します。

○産業の景観

- ・ 商店街においては、建築物の規模・配置、形態意匠の工夫により、まとまりのある景観の保全を図るとともに、低層部の工夫による賑わいの創出に努めます。

○景観上重要な公共施設

- ・ 幹線道路沿道に見られる建築資材などの物件の堆積場^{たい}は、周辺の景観と調和するよう、整然とした積み上げなどにより、周辺の環境と調和するよう配慮します。
- ・ 長島城址のクロマツは、市民の大切な景観資源でもあることから適切な保全を図ります。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1. 行為の届出

(1) 届出を要する行為

一般地区及び多度山眺望保全区域において、良好な景観の形成のために、届出を要する行為は次のとおりです。

対象行為と規模		
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突（支枠及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ10mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（前号に掲げるものを除く。）	高さ10mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
	⑥擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ10mを超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの	
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
	⑪①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（②に掲げるものにあつては30m）を超えるのもの。
	⑫その他の工作物	高さ10mを超えるもの又は築造面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は行為にともない生ずる擁壁又は法面の高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更	行為に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又はその高さが5mを超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		

※増築・改築などを行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超えている場合は、届出が必要となります。

(2) 届出を要しない行為

景観計画区域における一般地区及び多度山眺望保全区域において、届出を要しない行為は次のとおりです。

- ① 景観法第16条第7項各号に規定する行為
- ② 景観法第16条第7項第11号に基づく桑名市景観条例に規定する行為

- 前頁の届出を要する行為における規模に満たない行為
- 軽微な行為
 - ・ 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10㎡以下のもの又は外観を変更することとならないもの
 - ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・ 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・ 工作物の増築又は改築で、行為に係る築造面積が10㎡以下のもの
 - ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、行為に係る面積が10㎡以下のもの
 - ・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の^{たい}堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの
- 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国の機関若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているもの
 - ・ 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項の規定により許可を受けて行う行為
 - ・ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可を受け、河川法（昭和39年法律第167号）第25条の許可を受けて行う行為又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合に限る。）
 - ・ 三重県立自然公園条例（昭和33年三重県条例第2号）第9条第1項から第3項までの規定に基づく公園事業の執行又は第16条第4項の規定により許可を受けて行う行為

(3) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とします。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

2. 景観形成基準

景観形成基準は、景観に影響を与えることが予想される行為として、一般地区においては一定規模以上の行為、眺望保全区域においては原則すべての行為が、当該区域の景観と調和したものとなるよう、次のとおり基準を定めます。

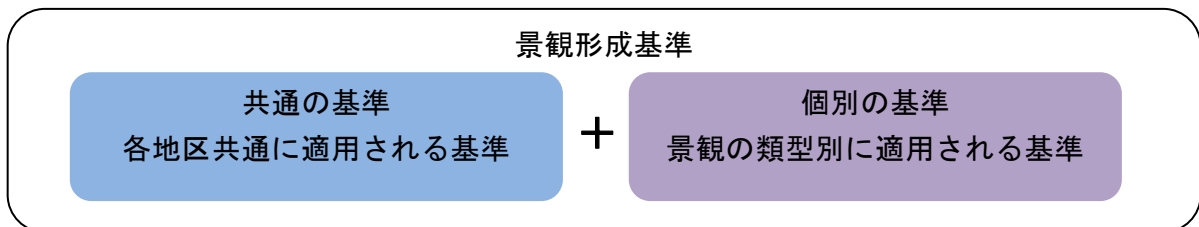
なお、多度山眺望保全区域においては、一般地区と同様に一定規模以上の行為について定めます。

(1) 景観形成基準の考え方

市域全域の景観形成基準は、良好な景観の形成に関する方針を具体化するため、9つの地区毎に定めていますが、地区の景観特性により、適用される項目や内容が同じ基準となるものは「共通の基準」とし、各景観の類型に応じて独自に定める基準は、「個別の基準」としています。

なお、各地区の景観形成基準は、「共通の基準」と「個別の基準」との組み合わせにより定めており、その内容は次のとおりです。

□景観形成基準の構成



□各地区と運用する景観形成基準の組み合わせ

地区名	運用する景観形成基準		
	共通の基準	色彩基準 (別表参照)	個別の基準
員弁川沿い地区	共通の基準※	水辺の基準	水辺の景観
揖斐川河口地区			水辺の景観 住宅地の景観 産業の景観（商業・業務地、工業地）
揖斐川沿い地区			
輪中地区		緑の基準	緑の景観 住宅地の景観 産業の景観（商業・業務地、工業地）
丘陵地地区			緑の景観
山地地区			
桑名中心市街地地区		歴史の基準	水辺の景観 まち（歴史的地区）の景観、街道の景観 住宅地の景観 産業の景観（商業・業務地、工業地）
多度中心市街地地区			まち（歴史的地区）の景観、街道の景観 住宅地の景観
長島中心市街地地区			

※眺望保全区域においては、「眺望保全区域の基準」が上乗せされます。

(2) 景観形成基準

【共通の基準】

- ① 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目		景観形成基準		
規模・配置	規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれるよう配慮すること。 山稜の近傍にあつては、背景となる山並みとの調和に配慮すること。 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財などの景観資源に近接する場合は、その保全に配慮すること。 		
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> 壁面は、道路からできる限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者などに圧迫感を感じさせないよう壁面の前面部を生垣や植栽などにより修景するよう配慮すること。 		
形態意匠	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した、全体的にまとまりのあるものとなるよう配慮すること。 屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や違和感を感じさせないよう配慮すること。 山稜の近傍にあつては、こう配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど背景となる山並みとの調和に配慮すること。 		
	附属建築物	<ul style="list-style-type: none"> 車庫、機械室などの附属建築物及び屋外階段、塔屋は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のあるものとなるよう配慮すること。 		
	附属設備	<ul style="list-style-type: none"> 外壁又は屋上に設ける附属設備は、公共の場から目立たない位置に設けるか、ルーバーで覆うなどにより修景するよう配慮すること。 		
	外構	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の境界を囲う場合は、生垣や石垣などの自然素材の使用に努め、塀やさくなどを設ける場合は、歩行者などに圧迫感を感じさせないよう配慮すること。 		
	色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の外壁については、派手で周囲の景観から突出しやすい高彩度色や汚れ・退色などの影響を受けやすい明清色（明るく色味の強い色彩）を避けるものとし、次の表（※）を基本とするとともに、別表色彩基準（37頁）のゾーン別の基準に配慮すること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 	
色相			明度	彩度
10R～5Y			8以上の場合	4以下
			8未満の場合	6以下
R、5.1Y～10Y			—	4以下
その他	—	2以下（無彩色を含む）		

（※）マンセル表色系による数値基準を示す。

項目		景観形成基準			
形態意匠	色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の屋根については、派手で周囲の景観から突出しやすい高彩度色やまちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を避けるものとし、次の表（※）を基本とするとともに、別表色彩基準（37頁）のゾーン別の基準に配慮すること。 		
			色相	明度	彩度
			10R～5Y	7以下	6以下
			R、5.1Y～10Y		4以下
その他		2以下（無彩色を含む）			
素材		<ul style="list-style-type: none"> 素材は、周囲の景観との調和に配慮すること。 反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分（2分の1以上）にわたって使用することは避けるよう配慮すること。ただし、無彩色のガラスは除く。 			
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化するとともに、駐車場の緑化を積極的に行い周囲の景観との調和に配慮すること。 植栽は、周囲の景観と調和のとれた樹種とするよう配慮すること。 			
夜間の照明		<ul style="list-style-type: none"> 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周囲の状況に応じて照明方法などを工夫するよう配慮すること。 			
眺望景観保全区域の基準					
項目		景観形成基準			
規模・配置		<ul style="list-style-type: none"> 眺望保全区域においては、視点場から視対象を阻害しないよう建築物等の規模・配置について配慮すること。 多度山眺望保全区域においては、高さの最高限度は「視点場から多度山への眺望を保全するための高さ（標高）の最高限度シミュレーション」を基本とすること。 			
形態意匠	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 多度山眺望保全区域においては、開放的な水辺や背景となる山並みと調和した穏やかな色彩が期待される地区であることから、広域的な景観に影響を与えやすい外壁上層部（3階超又は10m超）の色彩は、次の表（※）を基本とし配慮すること。 			
		色相	明度	彩度	
		10R～5Y	5以上	4以下	
その他	1以下				
素材		<ul style="list-style-type: none"> 多度山眺望景観保全区域においては、反射性のある素材を、屋根や3階又は10mを超える外壁上層部に使用することは基本的に避けること。 			

（※）マンセル表色系による数値基準を示す。

- ② 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）
 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更については、各地区とも「共通の基準」のみとします。

項目	景観形成基準
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮すること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ のり面は、できる限りゆるやかなこう配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を行うよう配慮すること。 ・ 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に生かすよう配慮すること。

- ③ 土石の採取又は鉱物の掘採
 土石の採取又は鉱物の掘採については、各地区とも「共通の基準」のみとします。

項目	景観形成基準
採取の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路などの公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫するよう配慮すること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀などを設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。

- ④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の^{たい}堆積
 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の^{たい}堆積については、各地区とも「共通の基準」のみとします。

項目	景観形成基準
集積・貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園などの公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵となるよう配慮すること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積み上げに際しては、できる限り道路、公園などの公共の場所から見えないよう植栽又は塀などで遮へいを行なうなど、周辺景観との調和に配慮すること。

別表 色彩基準

類型	ゾーン別の基準	具体的な配慮内容（例示）
水辺の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ こう配屋根の色彩は、周囲の建築物とそろえ、連続性が感じられ、水辺の自然がひきたつ色彩とするよう配慮すること。 ・ 海や河川沿いに立地する建築物及び工作物の色彩は、特に高層部では高明度かつ低彩度色を基調とするなど、明るく穏やかで開放感のある外観とするよう配慮すること。 ・ 建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と調和する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられるよう配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こう配屋根は、既存の住宅に多用されているいぶし瓦やそれに類する色彩を基本とする。 ・ 高層部（周囲のまちなみから突出する3～4階以上の外壁など）は、穏やかな低彩度色を基調とし、閉鎖感の強い低明度色を避けること。 ・ 地場の木材や石材をはじめ、自然素材を積極的に使用すること。
緑の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ こう配屋根の色彩は、背景の田園や丘陵地、山並みに調和した色彩とするよう配慮すること。 ・ 陸屋根の建築物においては、周辺から突出しやすい高明度色を避けるなど、周囲の田園や背景の丘陵地、山並みに調和した外観とするよう配慮すること。 ・ 建築物や工作物の色彩は、自然景観の季節変動を考慮し、木材や石材などの自然素材色と調和する色彩を基調とするなど、四季を通して自然の息吹が感じられるよう配慮すること。 ・ 史跡その他文化財周辺の建築物及び工作物は、史跡などの色彩を尊重し、それらと調和する色彩又はそれらよりも彩度の低い色彩を基調とするなど、史跡その他文化財との調和に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こう配屋根は、既存の住宅に多用されているいぶし瓦やそれに類する色彩を基本とすること。 ・ 陸屋根の形状はできる限り避ける。やむを得ず箱型の建築物になる場合は、白っぽい色彩が背景の山並みから突出しないよう高明度色を避けること。 ・ 地場の木材や石材をはじめ、自然素材を積極的に使用すること。
歴史の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の建築物と色相や色調をそろえ、適度な変化のなかにもまちなみとしての連続性が感じられる色彩とするよう配慮すること。 ・ アクセントカラーなどの華やかな色彩は、できる限り低層部で用い、賑わいなどの演出に配慮すること。 ・ テナントビルなどは、各事業者が相互に店舗外部の色彩を調整するなど、建築物全体として調和に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する建築物等と極端な色相差や彩度差が生じないように配慮すること。 ・ 色彩基準の彩度上限（暖色系で彩度6、その他で彩度2）の建築物は、より落ち着いた色調となるよう配慮すること。

図 景観形成基準（色彩）に基づく色相ごとの明度と彩度の範囲：一般地区

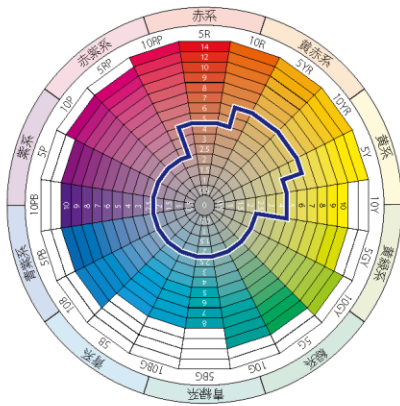
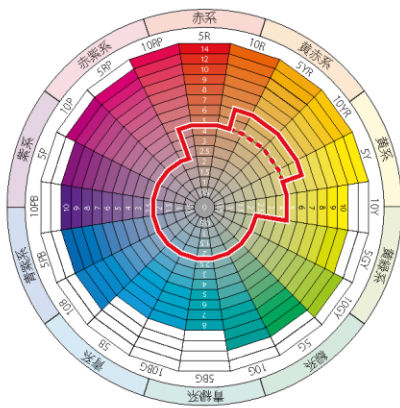
外壁基調色

色相	明度	彩度
10R~5Y	8以上の場合	4以下
	8未満の場合	6以下
R, 5.1Y~10Y	—	4以下
その他	—	2以下 (無彩色を含む)

屋根色

色相	明度	彩度
10R~5Y	7以下	6以下
R, 5.1Y~10Y	7以下	4以下
その他	7以下	2以下 (無彩色を含む)

色相環に示す色相と彩度の範囲 色相ごとの明度と彩度の範囲



- 凡例
- 建築物等外壁基調色として使用可能な色彩の範囲
 - 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲

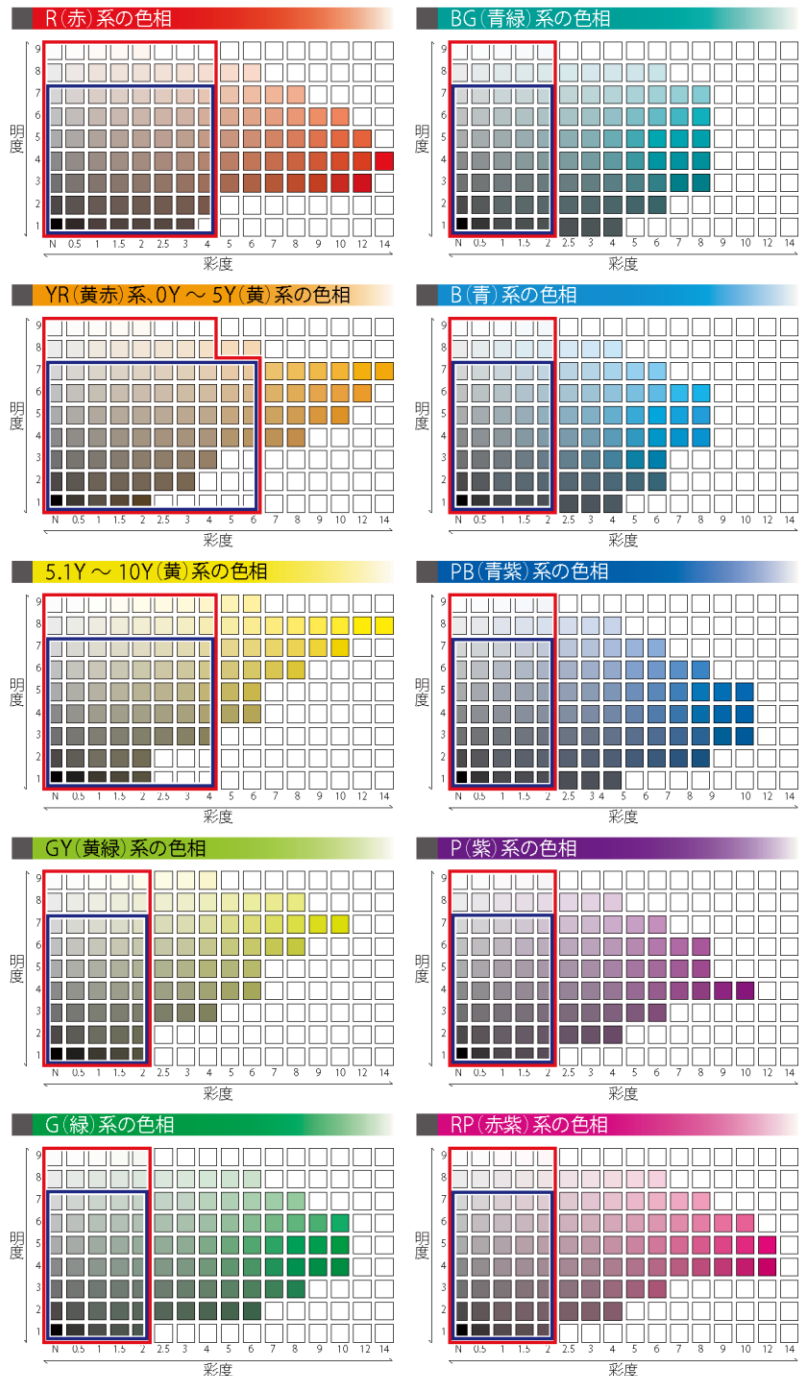
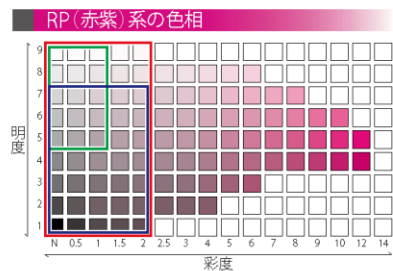
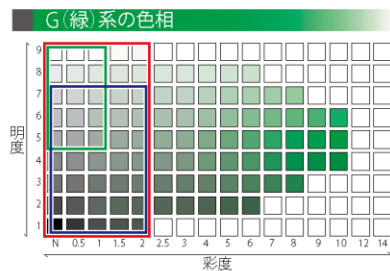
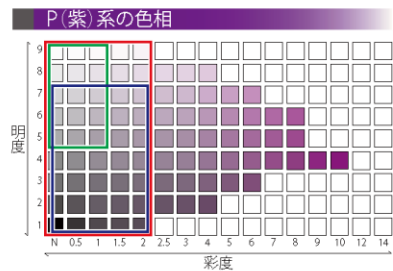
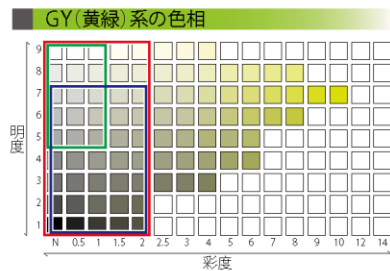
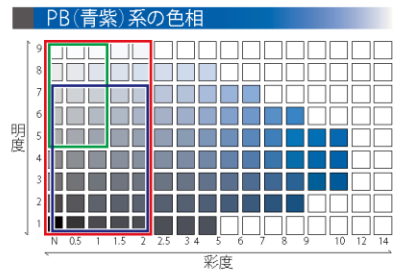
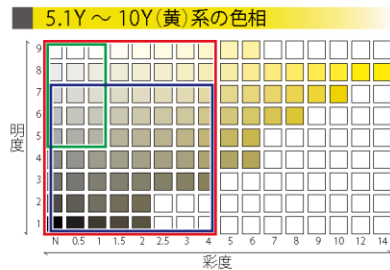
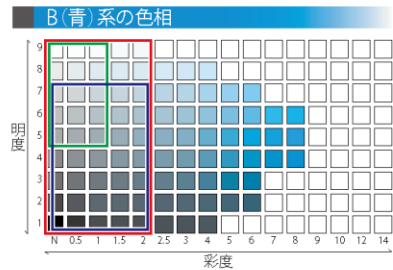
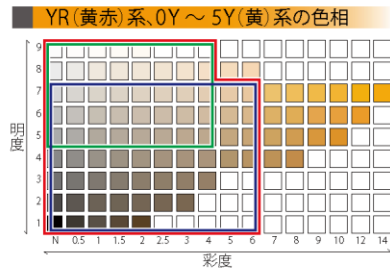
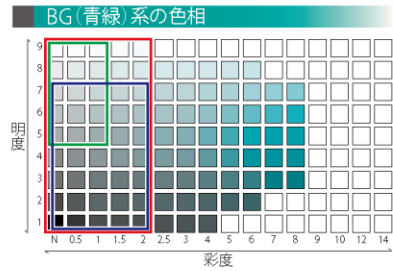
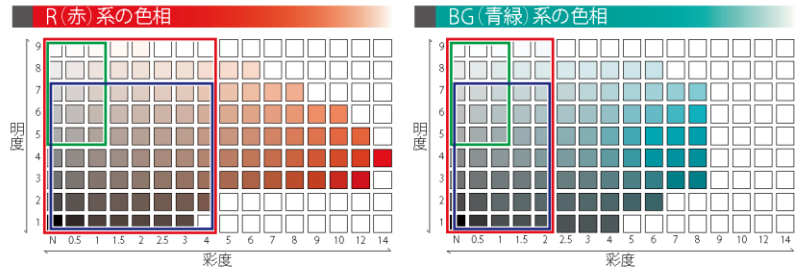
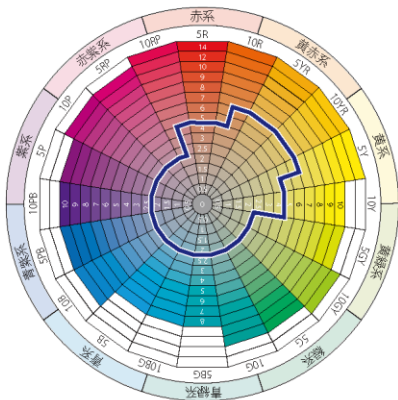
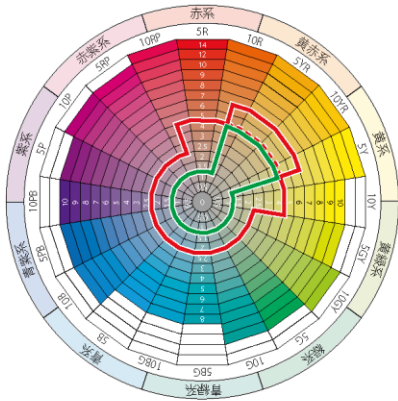


図 景観形成基準（色彩）に基づく色相ごとの明度と彩度の範囲：多度山眺望保全区域

外壁上層部（3階超又は10m超）

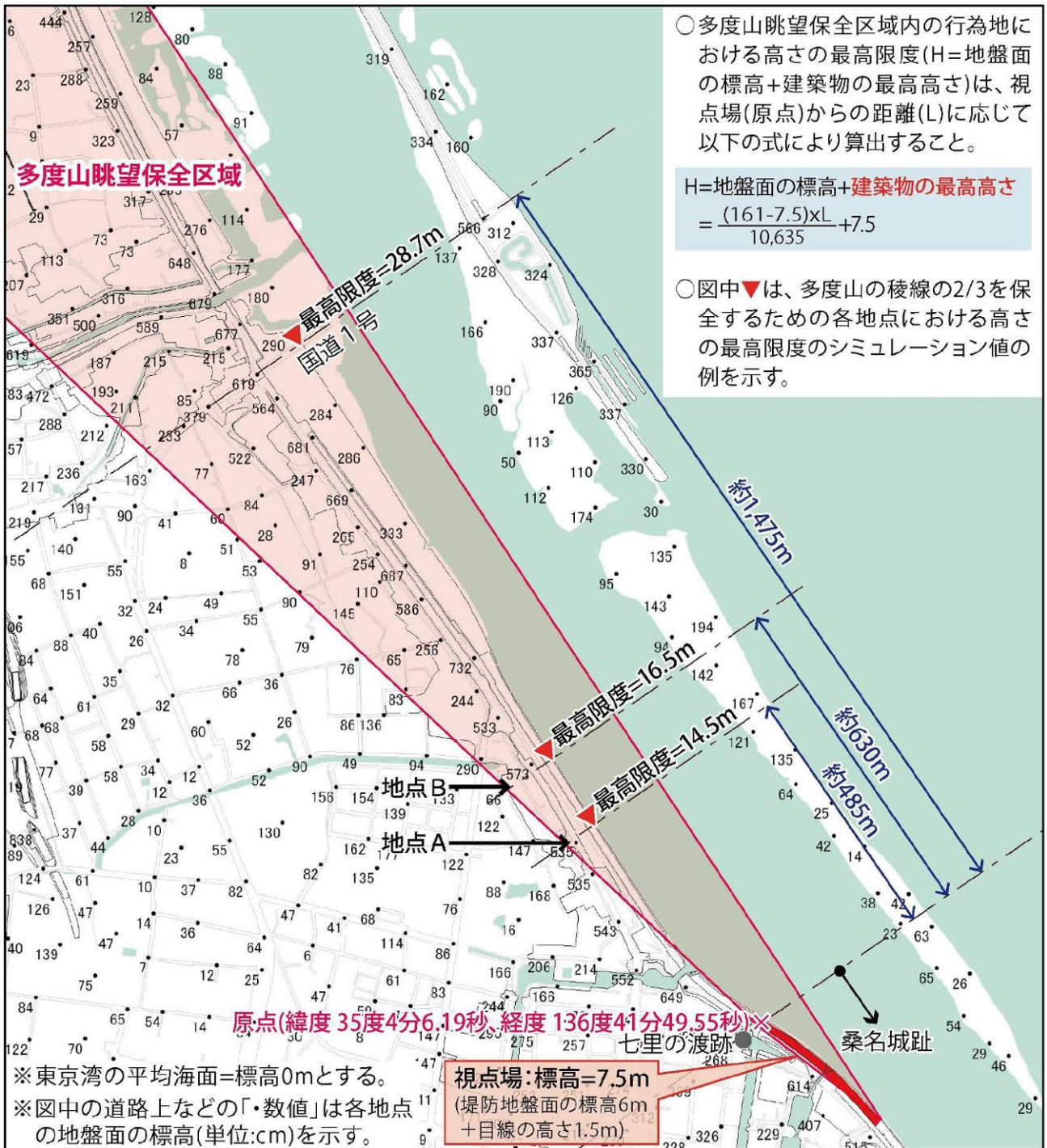
色相	明度	彩度
10R～5Y	5以上	4以下
その他	5以上	1以下

色相環に示す色相と彩度の範囲 色相ごとの明度と彩度の範囲



- 凡例**
- 建築物等低層部外壁基調色として使用可能な色彩の範囲
 - 建築物等高層部外壁基調色として使用可能な色彩の範囲
 - 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲

図 視点場から多度山への眺望を保全するための高さ（標高）の最高限度シミュレーション



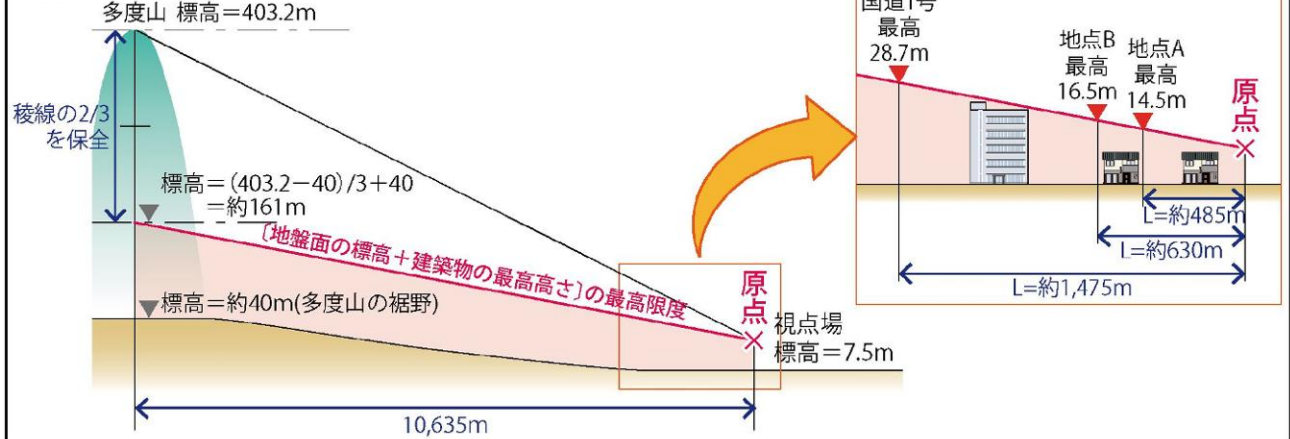
○多度山眺望保全区域内の行為地における高さの最高限度(H=地盤面の標高+建築物の最高高さ)は、視点場(原点)からの距離(L)に応じて以下の式により算出すること。

$$H = \text{地盤面の標高} + \text{建築物の最高高さ}$$

$$= \frac{(161 - 7.5) \times L}{10,635} + 7.5$$

○図中▼は、多度山の稜線の2/3を保全するための各地点における高さの最高限度のシミュレーション値の例を示す。

□高さの最高限度の概念図



【個別の基準】

□水辺の景観

項目	景観形成基準
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> 水辺側の敷地境界線からできる限り後退するよう配慮すること。 敷地内にある既存の樹木を水辺側の修景に生かせるような配置に配慮すること。 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、水辺側に圧迫感を感じさせないような配置に配慮すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 水辺側から後退してできる空地は、楨などの生垣により緑化を行うよう配慮すること。

□緑の景観

項目	景観形成基準
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模となるよう配慮すること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、こう配のある屋根（10分の2～10分の5）を基本とするよう配慮すること（寺社などの伝統的様式による建造物や屋上緑化などの環境に配慮した屋根構造となっているものは除く）。

□まち（歴史的地区）の景観、街道の景観

項目	景観形成基準
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的まちなみや集落景観の整っている地区においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性のある配置に配慮すること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的まちなみや集落景観の整っている地区においては、隣地や周辺との連続性に配慮すること。

□住宅地の景観

項目	景観形成基準
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の住宅地における建築物と調和する規模・配置に配慮すること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、周辺の住宅地における建築物との調和に配慮した屋根形状とするなど、周辺の住宅地との調和に配慮すること（寺社などの伝統的様式による建造物や屋上緑化などの環境に配慮した屋根構造となっているものは除く）。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。

□産業の景観（商業・業務地、工業地）

項目	景観形成基準
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> 街路景観の整っている地区においては、できる限り壁面線を統一し、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 商業・業務地における低層階については、ゆとりや開放感を確保し、賑わいなどの連続性に配慮すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添えるよう配慮すること。 工業地においては、周辺への圧迫感などを感じさせないよう樹種、樹高に配慮すること。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定方針

地域の景観を特徴づける建造物は、本市における良好な景観の形成上重要であることから、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要建造物の指定に向け検討していきます。

- 地域の歴史・文化が形態意匠に色濃く現れているもの又は造形の規範となっているもので、再現することが容易でないもの
- 多くの市民に親しまれているものでよく維持管理されているもの
- 優れたデザインを有し、地域のランドマークとなっているもの
- その他本市の景観形成上重要な役割を有するもの

2. 景観重要樹木の指定方針

景観形成上重要であり、道路など公共の場所から望見できる地域の景観を特徴づける樹木のうち、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要樹木の指定に向け検討していきます。

- 樹姿や樹勢が優れているもの
- 由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれ、良く維持管理されているもの
- 地域のランドマークとなっているもの
- その他本市の景観形成上重要な役割を有するもの



六華苑(国重要文化財指定)

第5章 景観重要公共施設の整備等に関する事項

1. 指定の方針

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素のひとつであり、良好な景観の形成を先導していく必要があることから、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設の整備等に関する方針や占用許可の基準を定めます。

整備においては、その公共施設周辺の景観特性に十分配慮し、その地域の景観まちづくりなどと連携して、その地域にふさわしい整備を行うものとします。

景観重要公共施設に位置づける公共施設は、次のいずれかの指定の方針に該当するものとし、施設管理者など関係機関と連携を図りながら、良好な景観の形成のための整備に取り組んでいきます。

【景観重要公共施設の指定の方針】

- ①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。
- ②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。
- ③市民に親しまれている公共施設で、景観形成上、地域の景観に影響を与えるもの。
- ④市民の憩いの場として親しまれている或いは地域の歴史文化の継承に資する公共施設であり、眺望景観などを楽しむ場として保全・活用していく必要があるもの。



木曾三川



八間通り

2. 景観重要公共施設

景観重要公共施設に位置づける公共施設及び景観法第8条第2項第5号ロに規定される景観重要公共施設の整備に関する事項は、次のとおりです。

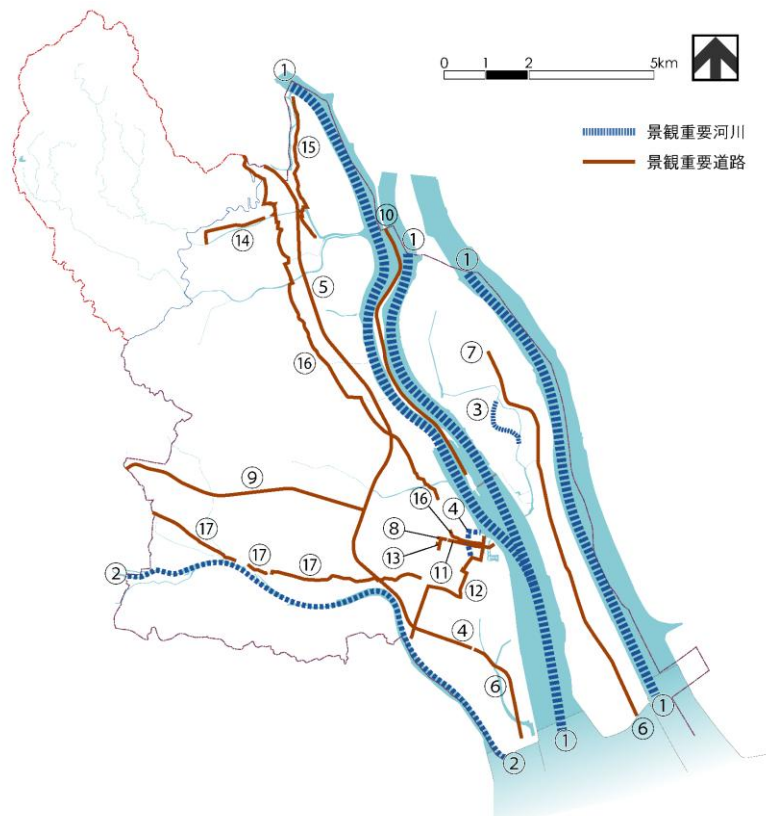
(1) 景観重要河川

景観重要公共施設の名称	管理者
①木曾三川（揖斐川、木曾川、長良川）	国
②員弁川	三重県
③長島川	桑名市
④住吉入江～寺町堀	桑名市

(2) 景観重要道路

景観重要公共施設の名称	管理者
⑤国道258号	国
⑥県道湾岸桑名インター線	三重県
⑦県道水郷公園線	三重県
⑧県道桑名停車場線	桑名市
⑨県道桑名東員線	三重県
⑩県道桑名海津線	三重県
⑪市道末広赤須賀線	桑名市
⑫市道船馬片町線外14線（東海道）	桑名市
⑬市道桑名駅前線	桑名市
⑭市道香取多度線（多度大社門前通り）	桑名市
⑮市道香取田鶴線他2線	桑名市
⑯市道深谷柚井線他22線（美濃街道）	桑名市
⑰市道馬道2号線他11線（濃州道）	桑名市

図 景観重要公共施設位置図



(1) 景観重要河川

① 木曾三川（揖斐川、長良川、木曾川）


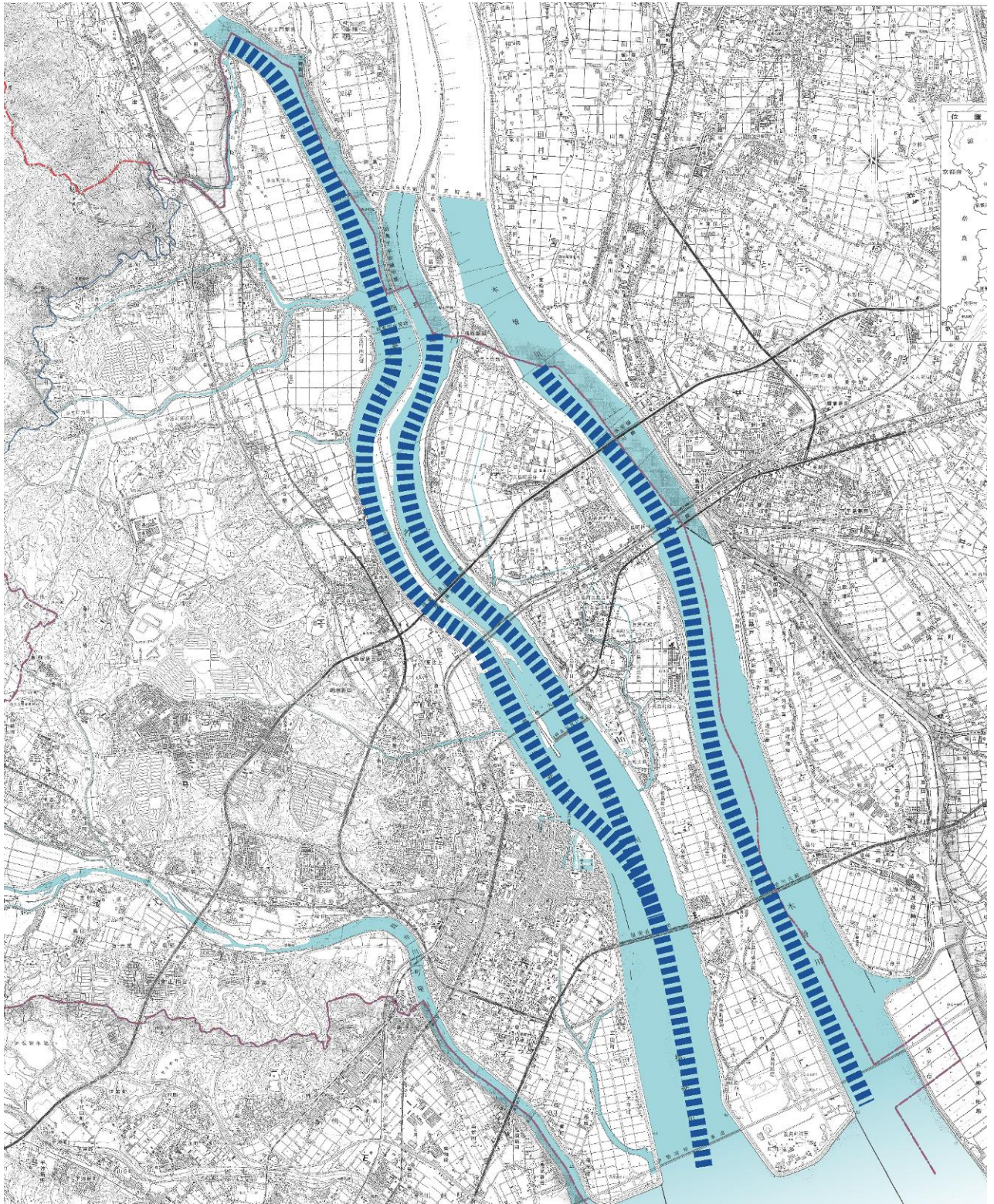
路線名		区 間
木曾三川 （揖斐川、長良川、木曾川）		全区間
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。	
		
<p>水郷県立自然公園区域内に含まれる広大な河川景観は、背景の養老山地の山並みと一体となり、落ち着いた広がりのある自然景観を形成しています。</p> <p>揖斐川に面した桑名城址や七里の渡跡周辺は、城下町や宿場町として栄え、その名残が偲ばれるとともに、木曾三川や多度山への広がりのある眺望景観が楽しめます。</p> <p>また、河川の堤防道路の一部からは、輪中地帯特有の田園景観や養老山地への広がりのある眺望景観が楽しめます。</p>		
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）		
<p>ヨシ原や河口域の干潟など、動植物の生息地となっている豊かな自然環境の保全に努めるとともに、沿川に存在するまちなみや自然景観と調和した、親しみとuringおいのある水辺景観を形成します。</p>		

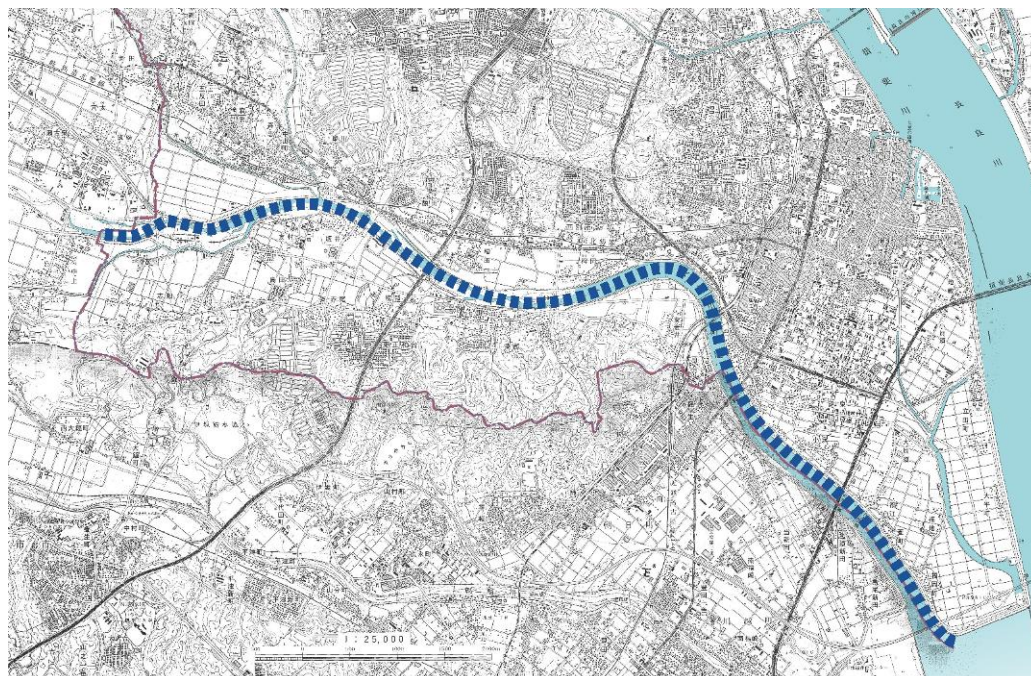
図 木曾三川位置図



② 員弁川

路線名		区 間
員弁川		全区間
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>広大な河川景観は背景の山並みと一体となり、落ち着いた自然景観を形成しています。また、河川の堤防道路からは、野鳥の生息地となっている川面や周辺のまとまりのある田園地帯への眺望景観が楽しめます。</p>		
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）		
<p>動植物の生息地となっている豊かな自然環境の保全に努めるとともに、親しみとるおいのある水辺景観を形成します。</p>		

図 員弁川位置図



③ 長島川



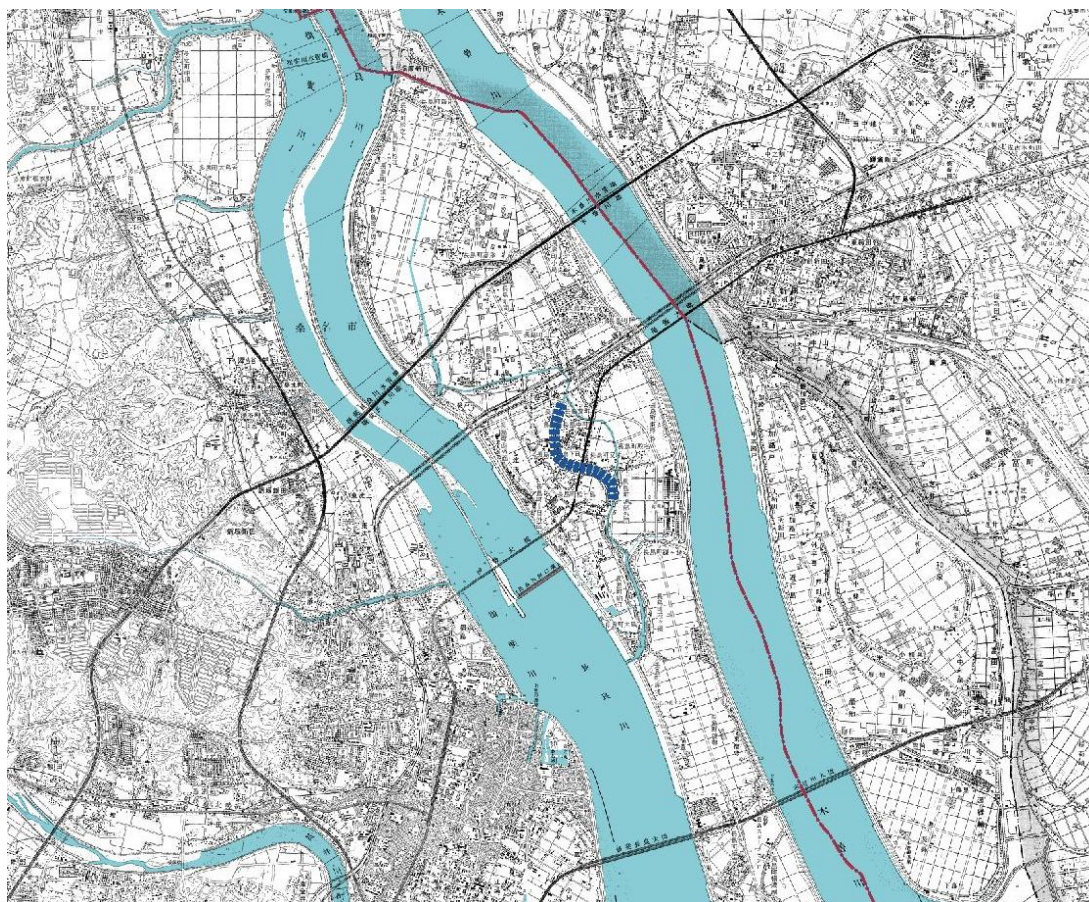
路線名		区 間
長島川		市管理区間
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>長島川のうち、長島中学校から国道1号までの護岸は、旧の輪中堤であり、石積みの護岸が今も見られます。</p> <p>また、長島川護岸遊歩道の整備などにより、うるおいある水辺環境が形成され、市民の憩いの場となっています。</p> <p>整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）</p> <p>旧城下町を流れる長島川は、長島城址の名残を大切にしたい長島中学校のポケットパークや又木茶屋、長島水辺のやすらぎパークなどの市民の憩いの場をネットワークする河川として、一体的に整備された遊歩道や橋りょう、石積みによる護岸などとともに、親しみとうるおいのある水辺景観を形成します。</p>		

図 長島川位置図



④ 住吉入江～寺町堀



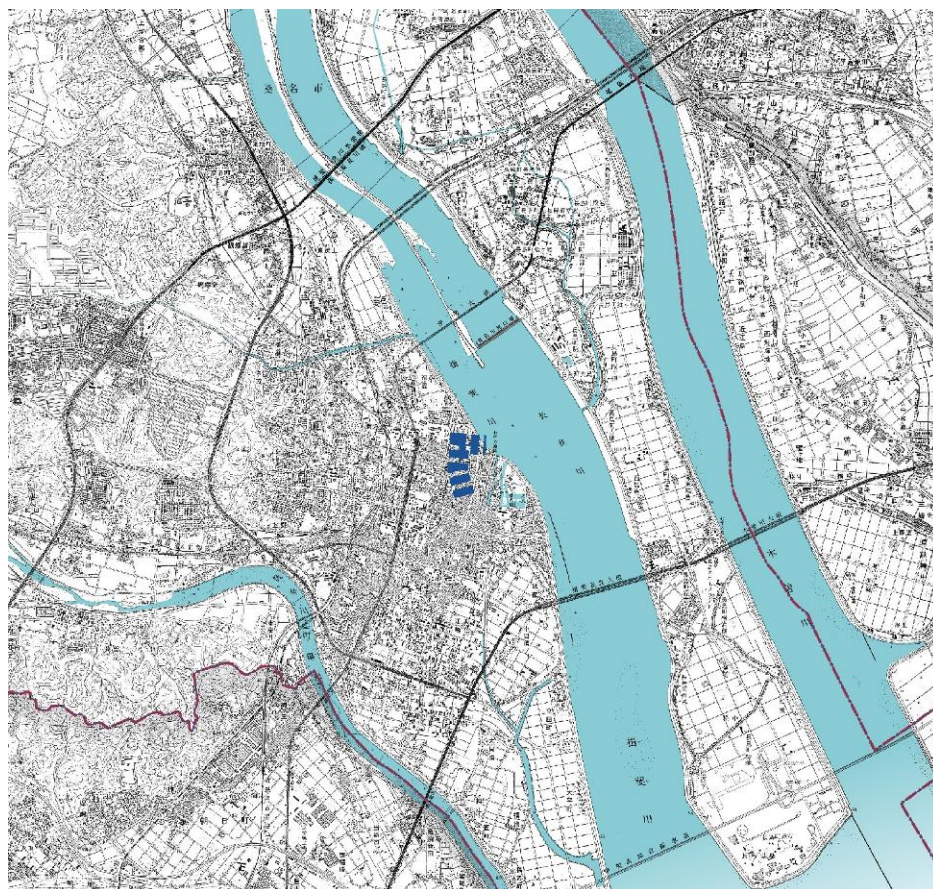
路線名		区 間
住吉入江～寺町堀		住吉入江、寺町堀、堀沿道路
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>レンガ積みや石積みの護岸で修景し再生した桑名城の外堀は、川沿いの遊歩道の整備などとともに、うるおいある水辺環境が形成され、市民の散策路や憩いの場となっています。</p> <p>整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）</p> <p>旧城下町の堀割を再生し、護岸をレンガ積みや石積みで修景整備した住吉入江や寺町堀は、一体的に整備された遊歩道や玉重橋などの橋りょうとともに、親しみとうるおいのある水辺景観を形成します。</p> <p>なお、河川の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は適用除外とします。</p>		

図 住吉入江位置図

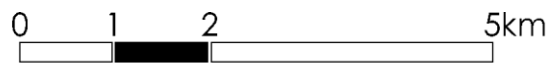
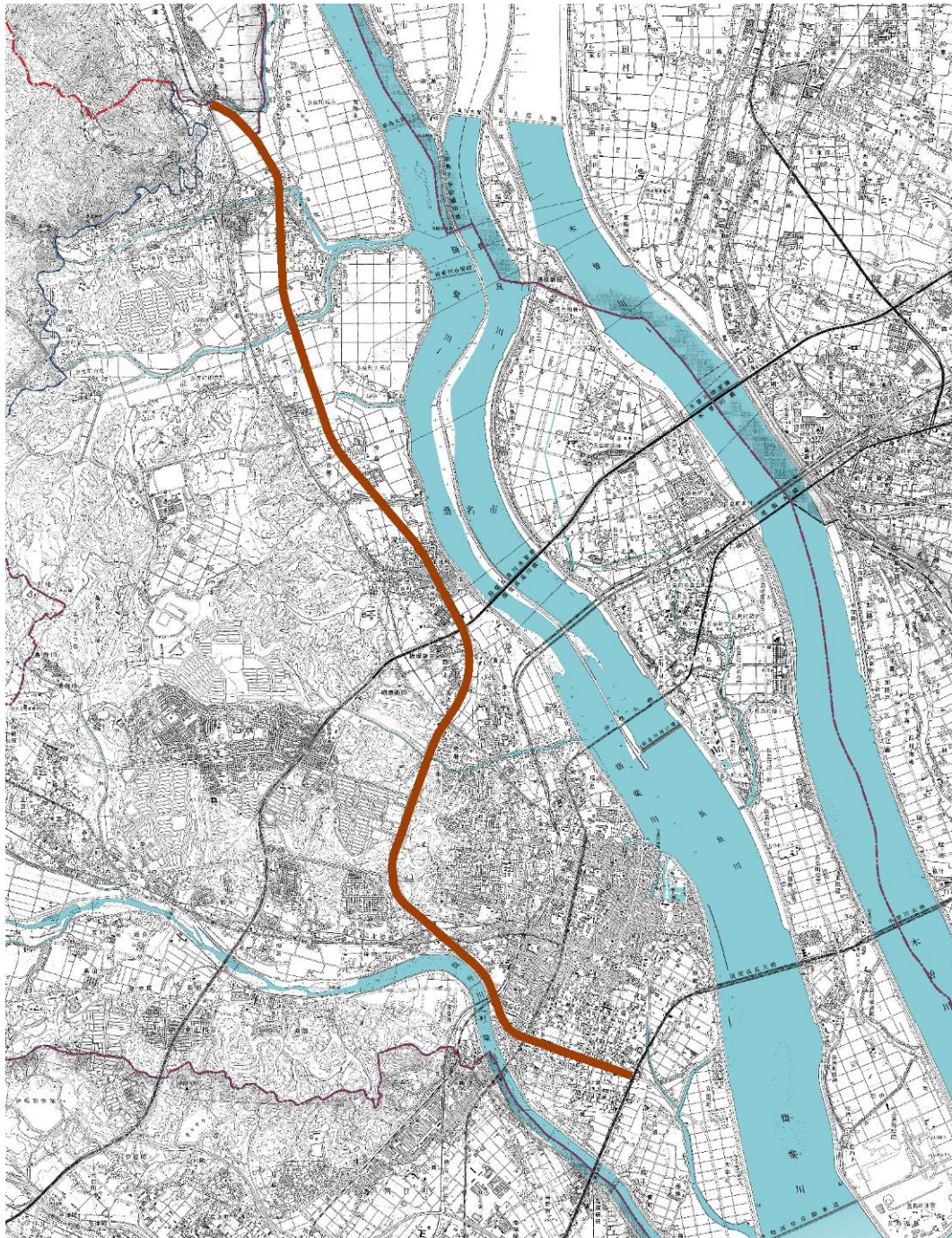


(2) 景観重要道路

⑤ 国道258号

路線名		区 間	
国道258号		全区間	
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。		
			
<p>国道258号は、本市を南北に縦断する主要な幹線道路であり、東名阪自動車道以北の沿道からは、養老山地などの山並みを背景に広がりのある田園地帯への眺望景観が楽しめます。また、東名阪自動車道以南の沿道では、丘陵地の緑や商業・業務施設などの連続したまちなみが見られます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
<p>国道258号沿道は、建築物等の規模・配置や形態意匠の工夫により沿道の建築物等の連続性に配慮するとともに、駐車場の緑化などにより、背景の緑や広がりのある田園との調和及び眺望景観の保全に配慮します。</p>			
②道路附属施設の整備に関する方針			
<p>道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
③小規模な改修に関する方針			
<p>路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。</p>			
④植栽及び街路樹の整備に関する方針			
<p>沿道敷地の緑化や街路樹或いは中央分離帯の樹木の適切な維持管理を図ります。</p>			
<p>占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）</p> <p style="text-align: right;">（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）</p>			
<p>道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

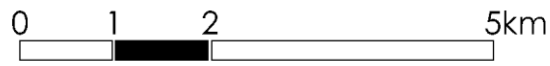
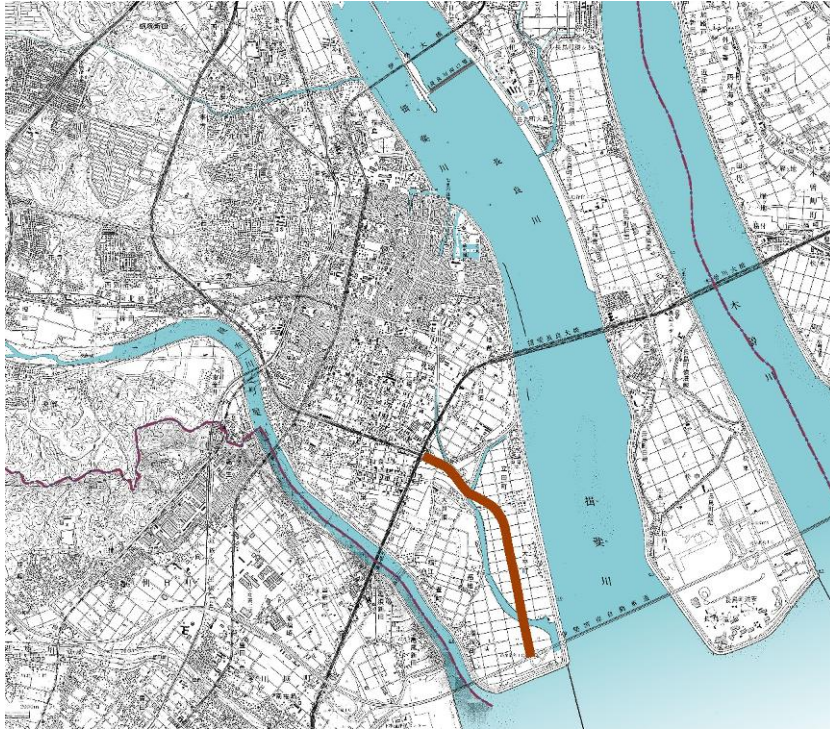
图 国道258号位置图



⑥ 県道湾岸桑名インター線

路線名		区 間	
県道湾岸桑名インター線		全区間	
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>県道湾岸桑名インター線は、国道258号と伊勢湾岸自動車道・湾岸桑名インターチェンジをつなぐアクセス道路であり、沿道からは、海岸低地部に広がる田園地帯への眺望景観が楽しめます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針 沿道は、建築物の配置や駐車場の緑化などにより、背景の緑や広がりのある田園との調和及び眺望景観の保全に配慮します。			
②道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
③小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。			
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準） <div style="text-align: right;">（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）</div>			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

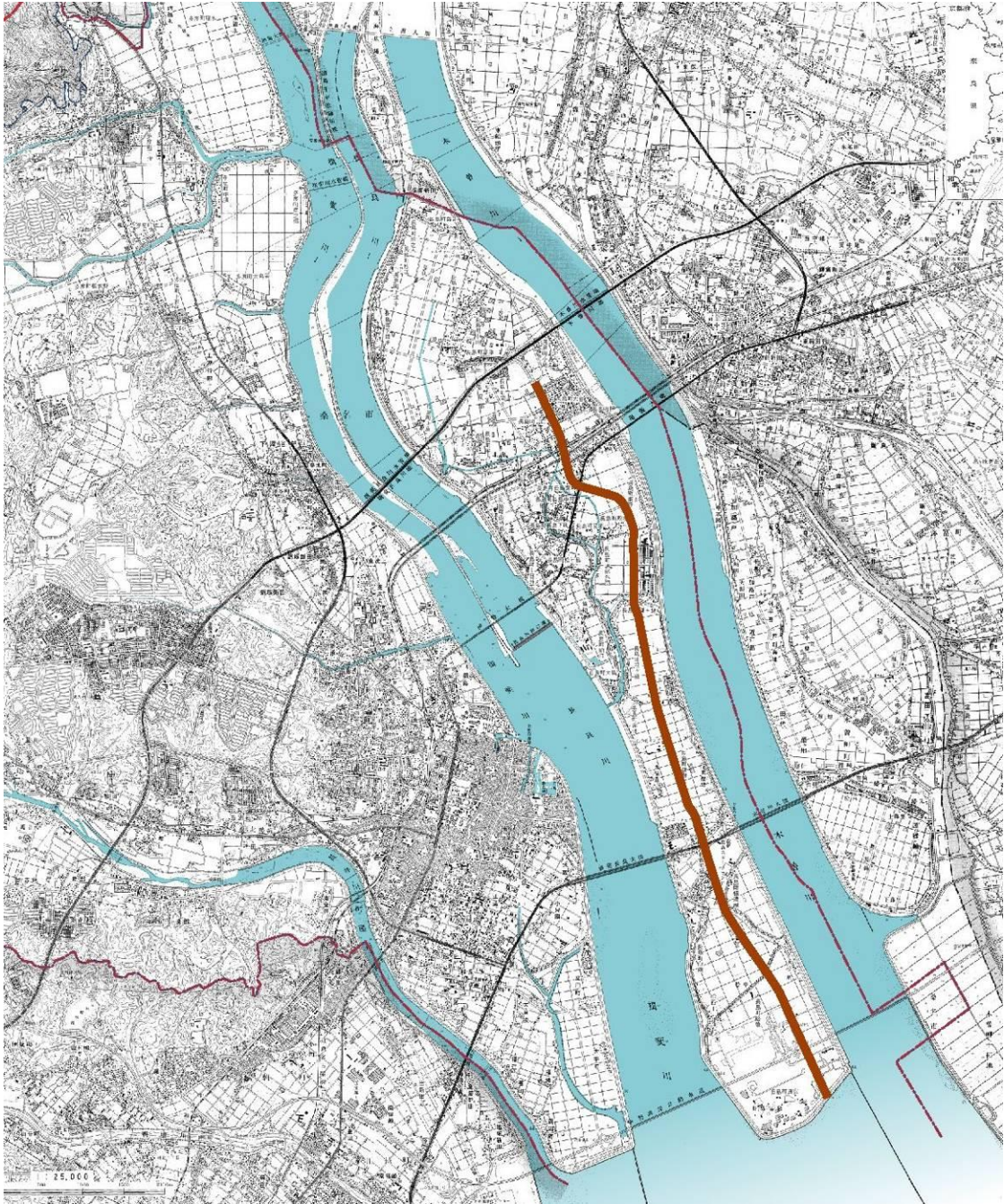
図 県道湾岸桑名インター線位置図



⑦ 県道水郷公園線

路線名		区 間	
県道水郷公園線		全区間	
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。		
			
<p>県道水郷公園線は、東名阪自動車道の長島インターチェンジと伊勢湾岸自動車道の湾岸長島インターチェンジをつなぐ長島の主要な幹線道路です。沿道からは、広がりのある輪中地帯への眺望景観が、国道23号から湾岸長島インターチェンジにかけては、美しい桜並木が楽しめます。</p> <p>また、本線は、沿道の良好な景観の維持及びその形成を積極的に推進するため、三重県屋外広告物条例に規定の屋外広告物沿道景観地区に指定されています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
沿道は、駐車場の緑化などにより、背景の緑や広がりのある田園との調和及び眺望景観の保全に配慮します。			
②道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
③小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。			
④植栽及び街路樹の整備に関する方針			
街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。			
また、水郷公園線の整備にあたっては市は桜並木の保全に努めます。			
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 県道水郷公園線位置図



0 1 2 5km



⑧ 県道桑名停車場線


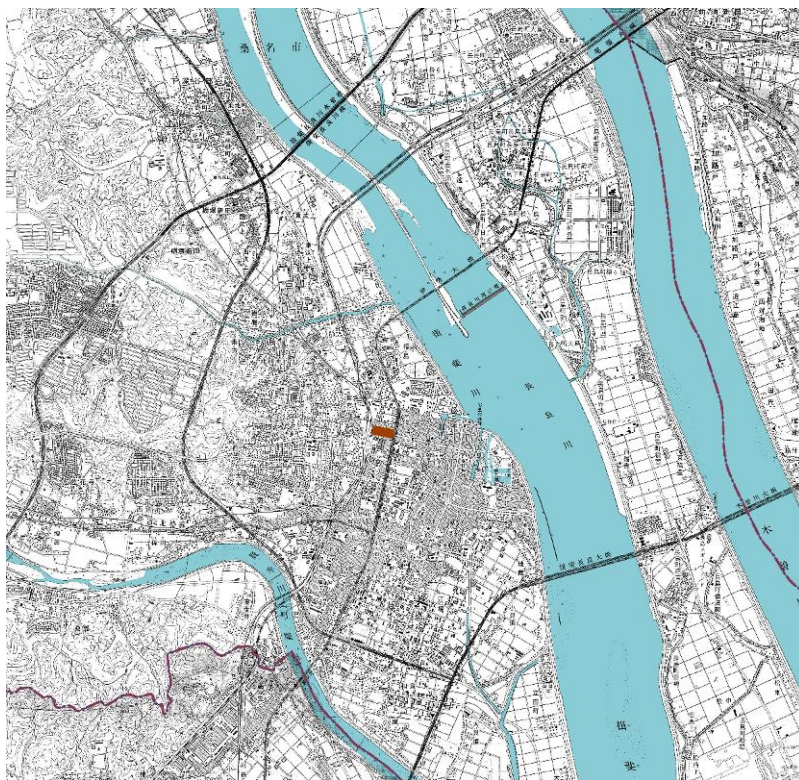
路線名		区 間	
県道桑名停車場線（通称：八間通り）		（八間通りの国道1号交差点より西側区間）	
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。		
 <p>県道桑名停車場線は通称「八間通り」と呼ばれ、本市中心市街地のシンボリックな道路であるとともに、桑名駅前から桑名城址へのアプローチ道路となっています。 八間通りは、電線類の地中化、歩道の美装化、鋳物の街桑名にふさわしい鋳物の車止めの設置、ケヤキの街路樹の植樹などにより、景観に配慮された整備がなされています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
<p>①沿道景観形成の方針 本市のシンボリックな道路である八間通りの適切な維持保全を図ります。</p> <p>②道路の舗装の整備に関する方針 歩道の舗装は、色彩を統一するなど、周辺景観との調和に配慮します。</p> <p>③道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、地場産業である鋳物やその他の自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>④小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。</p> <p>⑤植栽及び街路樹の整備に関する方針 街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。</p>			
<p>占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準） （景観法第8条第2項第5号ハ(1)）</p> <p>道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 県道桑名停車場線



⑨ 県道桑名東員線



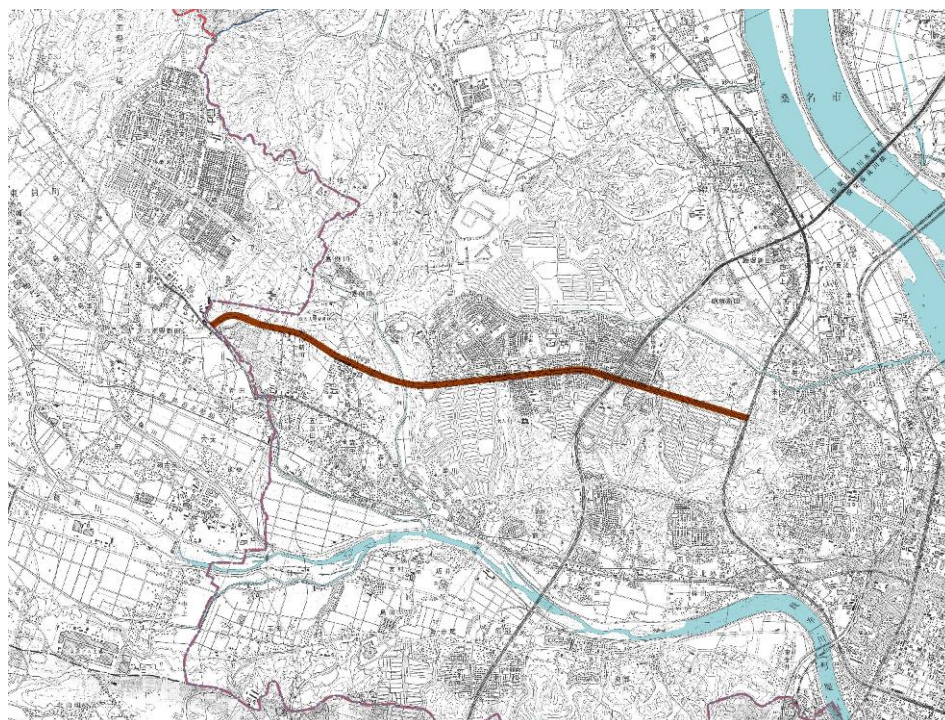
路線名		区 間	
県道桑名東員線		国道258交差部から市域	
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。		
 		<p>県道桑名東員線は、本市の中心市街地と東員町をつなぐ幹線道路であり、大山田ニュータウン内を中心として美しい街路樹のある沿道景観が形成されています。</p> <p>また、沿道からは市街地への広がりのある眺望景観が楽しめます。</p>	
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
沿道の大山田ニュータウン内における住宅地や沿道の大規模商業施設などにおいては、敷地内緑化の促進により、美しい街路樹とともに、うるおいのある沿道景観の形成を図ります。			
また、市街地への広がりのある眺望景観の保全に配慮します。			
②道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
③小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。			
④植栽及び街路樹の整備に関する方針			
街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。			
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

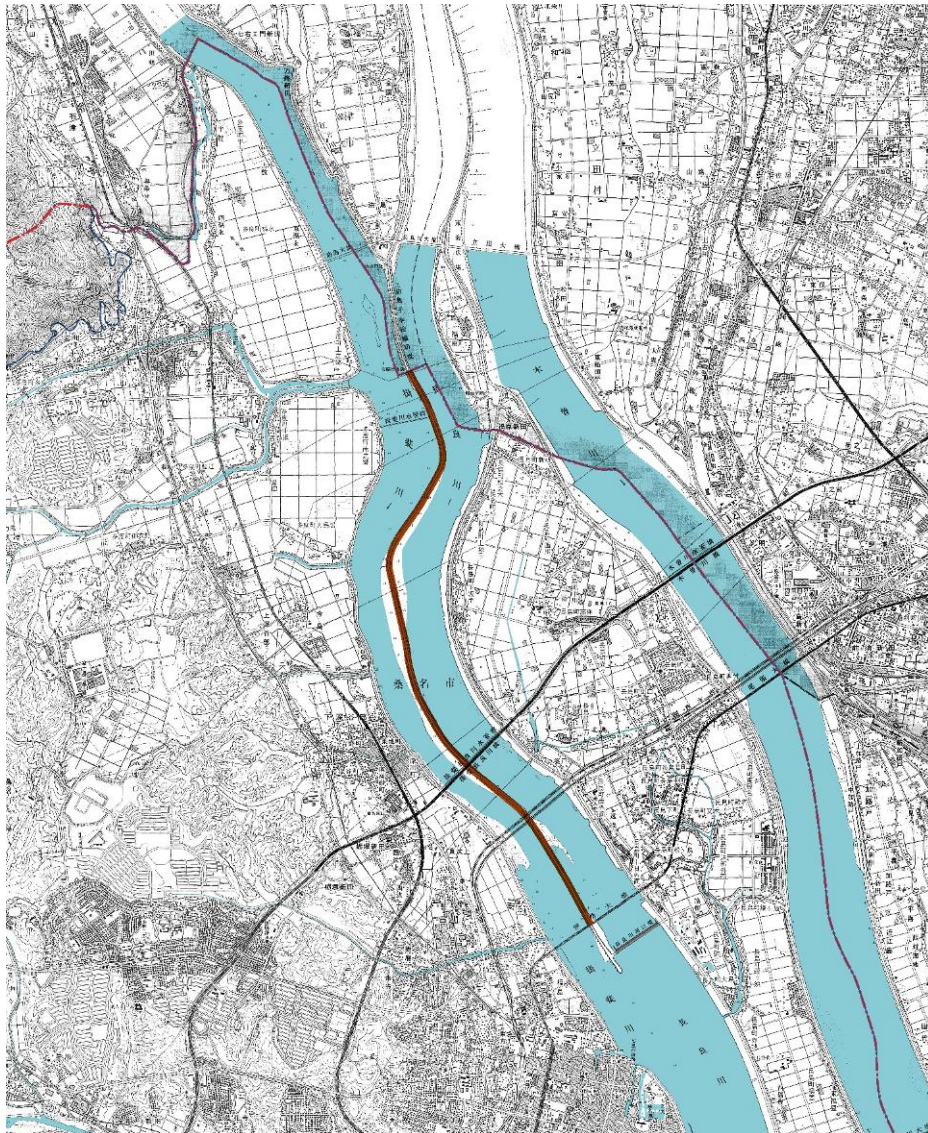
図 県道桑名東員線位置図



⑩ 県道桑名海津線

路線名		区 間	
県道桑名海津線（通称：中堤道路）		全区間	
指定の方針	①本市の特徴でもある水郷景観や山並みへの眺望景観を楽しめる視点場となるもの。		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>県道桑名海津線は、伊勢大橋から長良川の干本松原につながる道路であり、木曾三川の景観を特徴づけています。 また、沿道からは、広がりのある木曾三川や多度山への眺望景観が楽しめます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針 木曾三川を縦断する唯一の道路として相応しいものとなるよう、沿道の開放的な水辺の自然との調和に配慮し、できる限りシンプルな道路構造になるよう工夫するとともに、広がりのある眺望景観の保全に配慮します。			
②道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、穏やかな低彩度色を基調とし、閉鎖感の強い低明度色を避ける色彩としてグレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）、オフホワイト（マンセル値10YR8.5/0.5と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
③小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。			
④植栽及び街路樹の整備に関する方針 道路附属施設は可能な限り設けず、緑化された堤などの構造の採用により沿道の修景を図ります。ただし、安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
占有許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準） (景観法第8条第2項第5号ハ(1))			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、通常の管理行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 県道桑名海津線位置図



0 1 2 5km



⑪ 市道末広赤須賀線

路線名		区 間
市道末広赤須賀線（通称：八間通り）		（八間通りの国道1号交差点より東側区間）
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。	



市道末広赤須賀線は通称「八間通り」と呼ばれ、本市中心市街地のシンボリックな道路であるとともに、桑名駅前から桑名城址へのアプローチ道路となっています。八間通りは、電線類の地中化、歩道の美装化、鋳物の街桑名にふさわしい鋳物の車止めの設置、ケヤキの街路樹の植樹などにより、景観に配慮された整備がなされています。

整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）

①沿道景観形成の方針

本市のシンボリックな道路である八間通りの適切な維持保全を図るとともに、賑わいのある沿道景観の形成を図ります。

②道路の舗装の整備に関する方針

歩道の舗装は、色彩を統一するなど、周辺景観との調和に配慮します。

③道路附属施設の整備に関する方針

道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、地場産業である鋳物やその他の自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

④小規模な改修に関する方針

路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。

⑤植栽及び街路樹の整備に関する方針

街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。

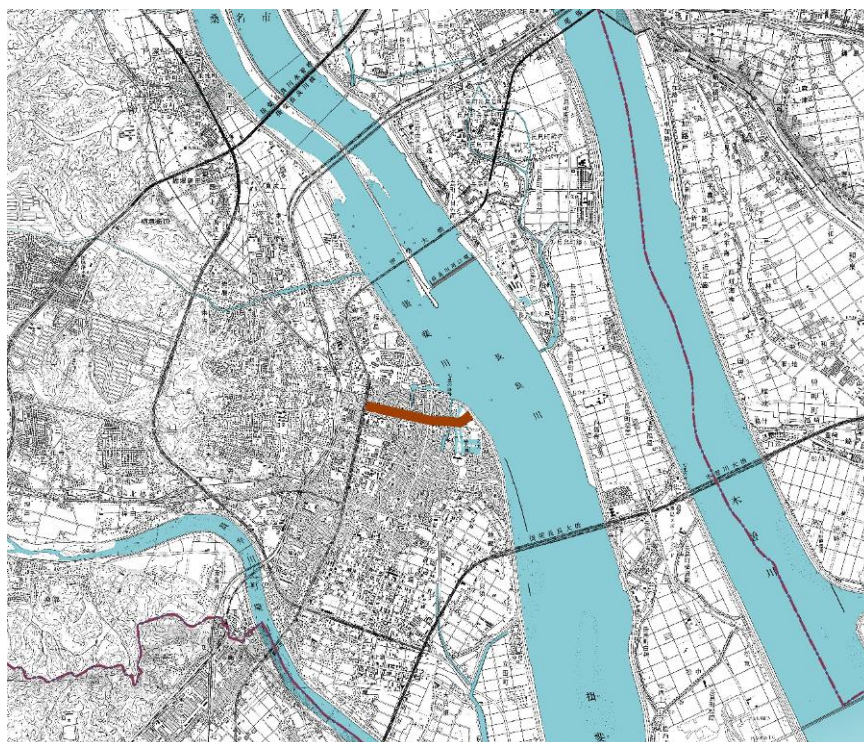
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）

（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）

道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

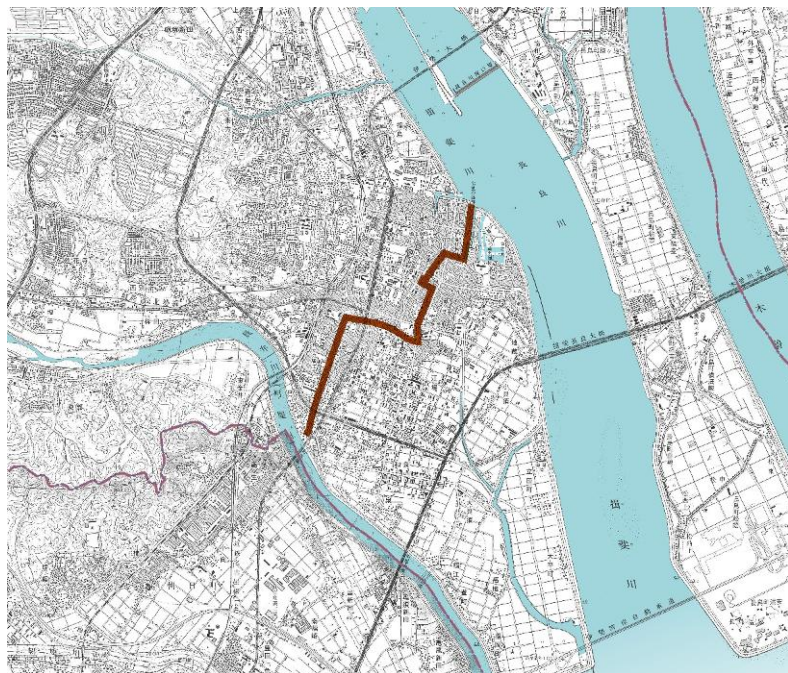
図 市道末広赤須賀線



⑫ 市道船馬片町線他14線（東海道）

路線名		区 間	
市道船馬片町線他14線（東海道）		全区間	
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。		
			
<p>七里の渡を起点とした東海道には、本陣跡や大鳥居（伊勢一の鳥居）など宿場町の面影が残り、安永、西矢田などには鉄環のある家や連子格子のある家など、古いまちなみが残っています。</p> <p>また、東海道では一部美装化された区間も見られ、地域の景観を特徴づけています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
東海道沿いに残る宿場町の面影や連子格子のある古いまちなみの保全を図るとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。			
②道路の舗装の整備に関する方針			
道路の舗装は、美装化された区間及び歴史的景観が見られる地区は、これとの調和に配慮します。			
③道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、地場産業である鋳物やその他の自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
④小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。			
占有許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

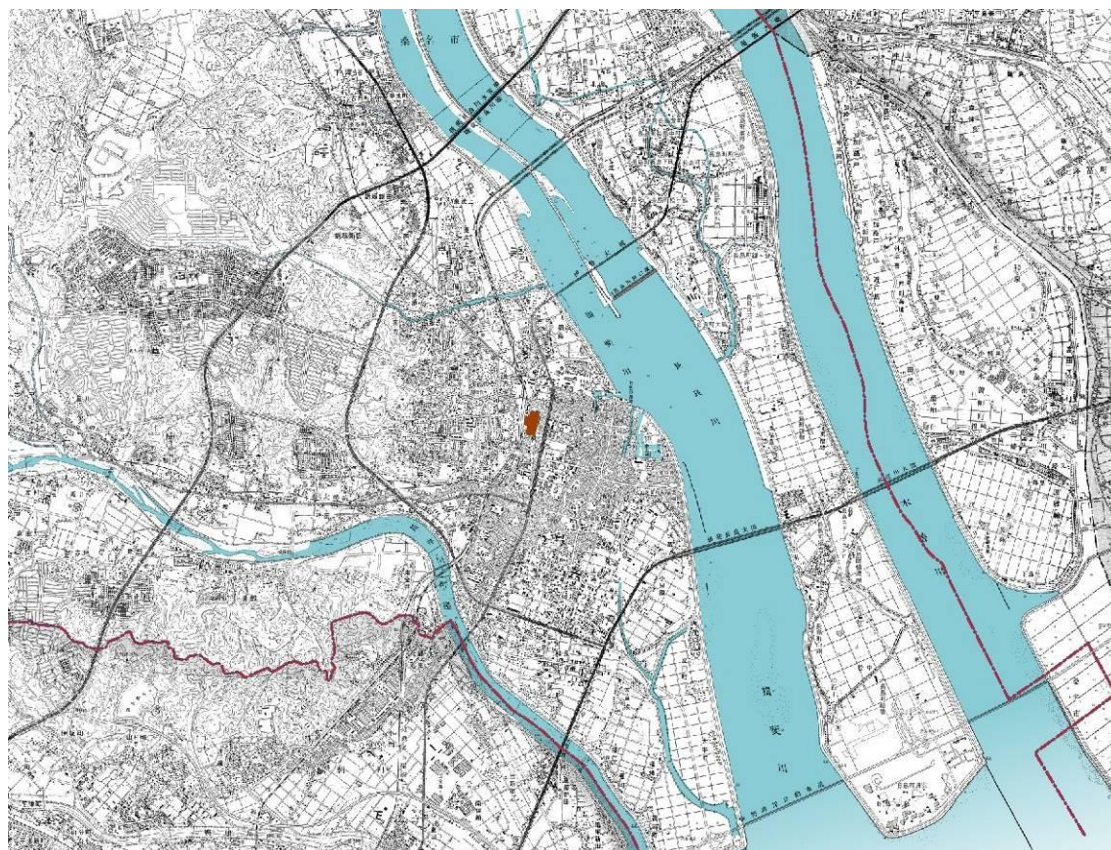
図 市道船馬片町線外14線（東海道）



⑬ 市道桑名駅前線

路線名		区 間	
市道桑名駅前線		全区間及び駅前広場	
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。		
			
<p>市道桑名駅前線は、広域的な玄関口である桑名駅前において、再開発などと併せて整備された道路で、桑名駅と桑名城址へのアプローチ道路である通称「八間通り」をつなぐ道路です。</p> <p>サンファールが整備されるなど、地区の一部更新が見られ、これらと併せ、一部歩道の美装化などの整備がなされています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号口）			
①沿道景観形成の方針			
桑名駅前には、まちの顔としての魅力を創出するため、沿道のまちなみとともに、賑わいのある歩行者空間の創出を図ります。			
②道路の舗装の整備に関する方針			
市道及び駅前広場の歩道の舗装は、色彩を統一するなど、周辺景観との調和に配慮します。			
③道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、地場産業である鋳鉄やその他の自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
④小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。			
⑤植栽及び街路樹の整備に関する方針			
街路樹や低木植栽などにより沿道緑化を図ります。			
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路及び駅前広場上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 市道桑名駅前線



⑭ 市道香取多度線（多度大社門前通り）

路線名	区 間
市道香取多度線（多度大社門前通り）	大門橋から多度橋
指定の方針	②景観形成上重要な地区やその地区に近接する公共施設で、その整備や維持管理などに関し、地域の良好な景観の形成を先導していく必要があるもの。



市道香取多度線沿いには、妻入りの歴史的まちなみが残されており、鯉や豆菓子を扱う古くからの町屋が、地域のまちなみを特徴づけています。

整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）

①沿道景観形成の方針

多度大社及び門前町の妻入りの歴史的まちなみを保全するとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。

②道路の舗装の整備に関する方針

道路の舗装は、美装化された区間の適切な維持管理を図ります。

また、その他の区間については、美装化された区間との統一性に配慮した舗装材を使用します。

③道路附属施設の整備に関する方針

道路附属施設の色彩については、まちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

④小規模な改修に関する方針

路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。

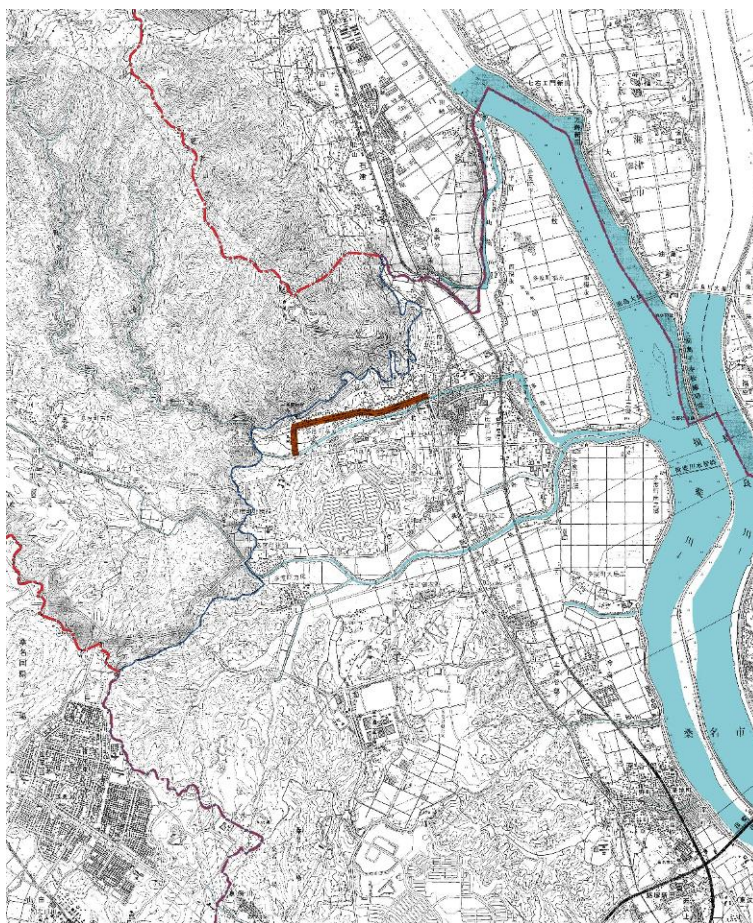
占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）

（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）

道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4	2以下（無彩色を含む）

図 市道香取多度線 (多度大社門前通り)



⑮ 市道香取田鶴線他2線



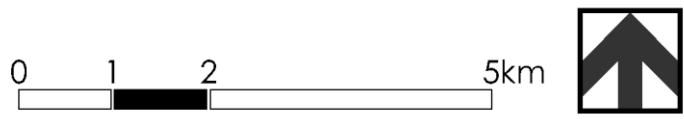
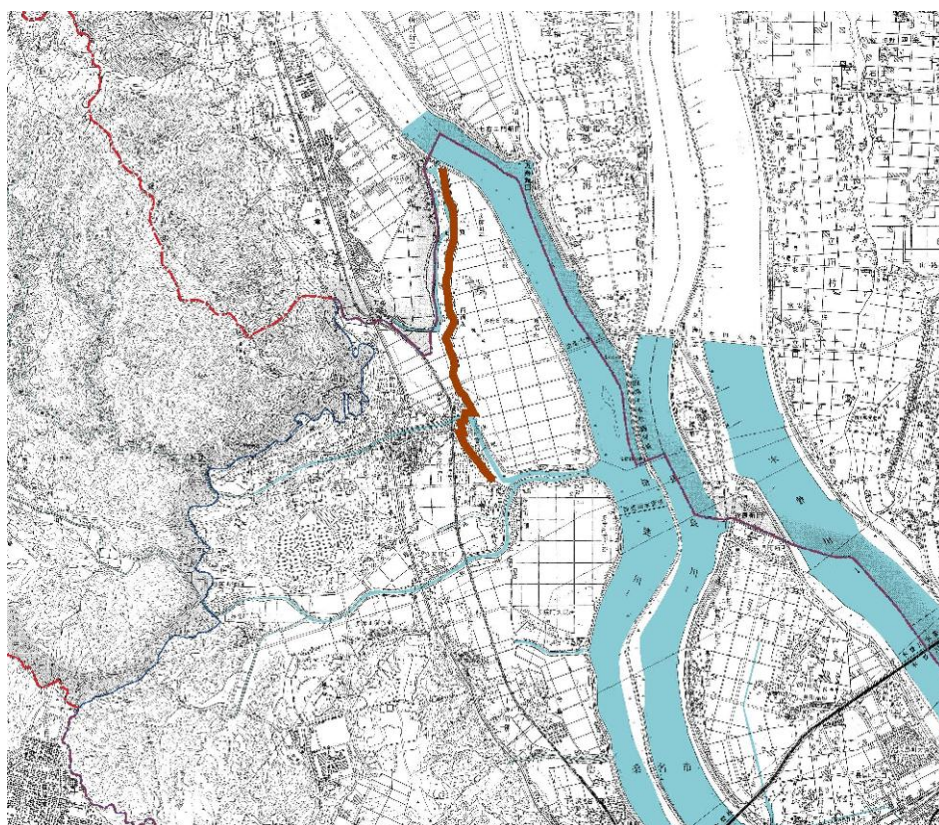
路線名		区間	
市道香取田鶴線、市道香取東福永線、市道香取1号線		揖斐川堤防～香取橋～県道多度長島線交差点	
指定の方針	③市民に親しまれている公共施設で、景観形成上、地域の景観に影響を与えるもの。		
			
<p>市道香取田鶴線沿いには、連続した楨垣が残る西福永の集落が見られ、沿道からは、養老山地への美しい山並みを背景に広がる田園地帯への眺望景観が楽しめます。</p> <p>また、市道香取1号線沿道では、多度町香取の歴史的まちなみが見られます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
<p>①沿道景観形成の方針 楨垣の連続する緑豊かなまちなみや歴史的まちなみを保全するとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>②道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、沿道のまちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>③小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②項は適用除外とします。</p>			
<p>占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）</p> <p style="text-align: right;">（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）</p>			
<p>道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。</p>			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

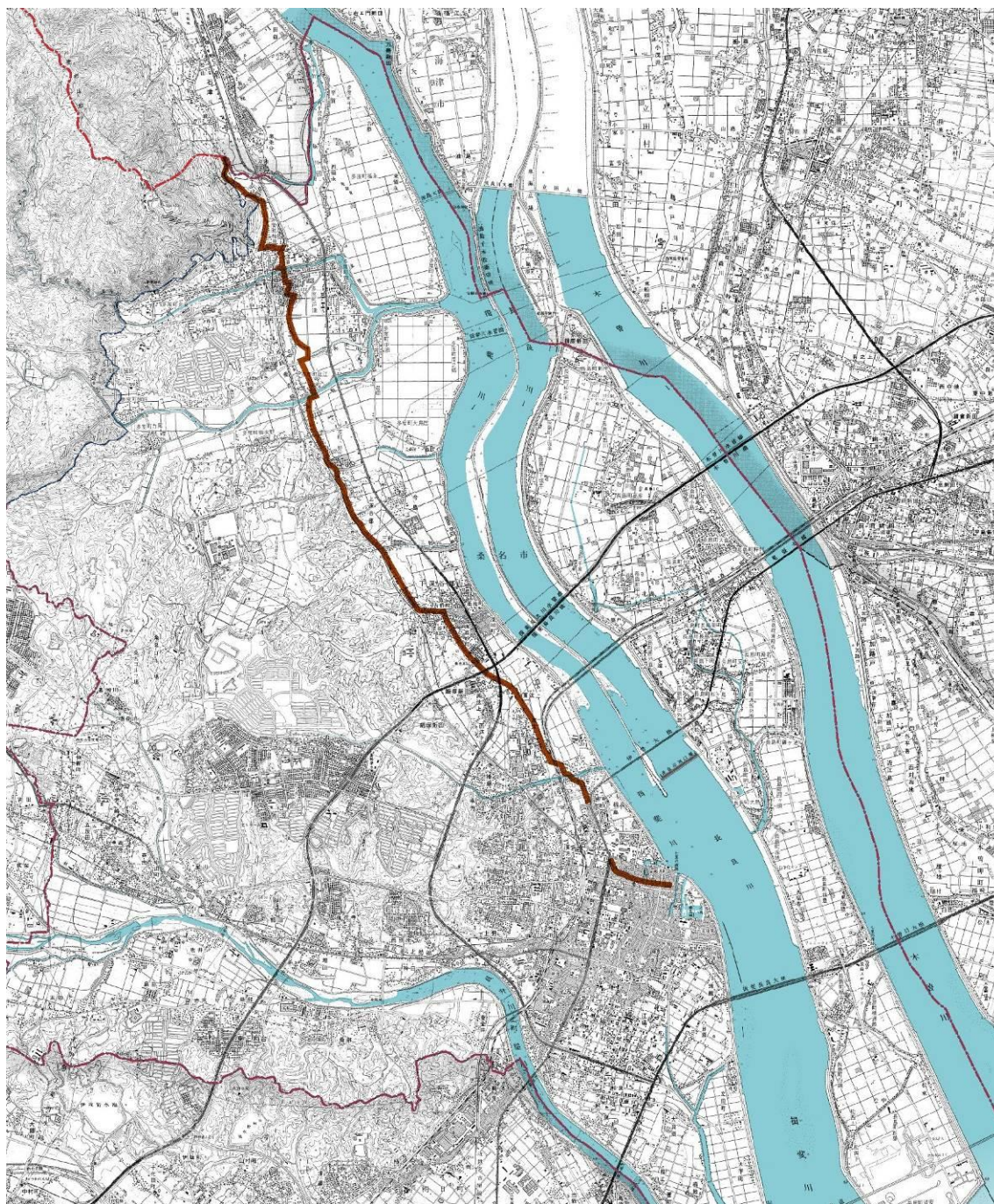
図 市道香取田鶴線位置図



⑩市道深谷柚井線他22線（美濃街道）

路線名		区 間	
市道深谷柚井線他22線（美濃街道）		全区間（市道のみ）	
指定の方針	④市民の憩いの場として親しまれている或いは地域の歴史文化の継承に資する公共施設であり、眺望景観などを楽しむ場として保全・活用していく必要があるもの。		
			
<p>美濃街道沿いの下深谷部などの集落には、古い家屋や寺社などの景観資源が見られます。</p> <p>また、多度町戸津などの集落では、入り組んだ街道沿いに長屋門と塀のある家屋や塙垣の美しいまちなみが見られます。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針			
美濃街道沿いの古いまちなみや景観資源の保全を図るとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。			
②道路の舗装の整備に関する方針			
道路の舗装は、歴史的景観が見られる地区は、これとの調和に配慮します。			
③道路附属施設の整備に関する方針			
道路附属施設の色彩については、古いまちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
④小規模な改修に関する方針			
路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。			
占有許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）			
（景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）

図 市道深谷柚井線他（美濃街道）



⑰市道馬道2号線他11線（濃州道）


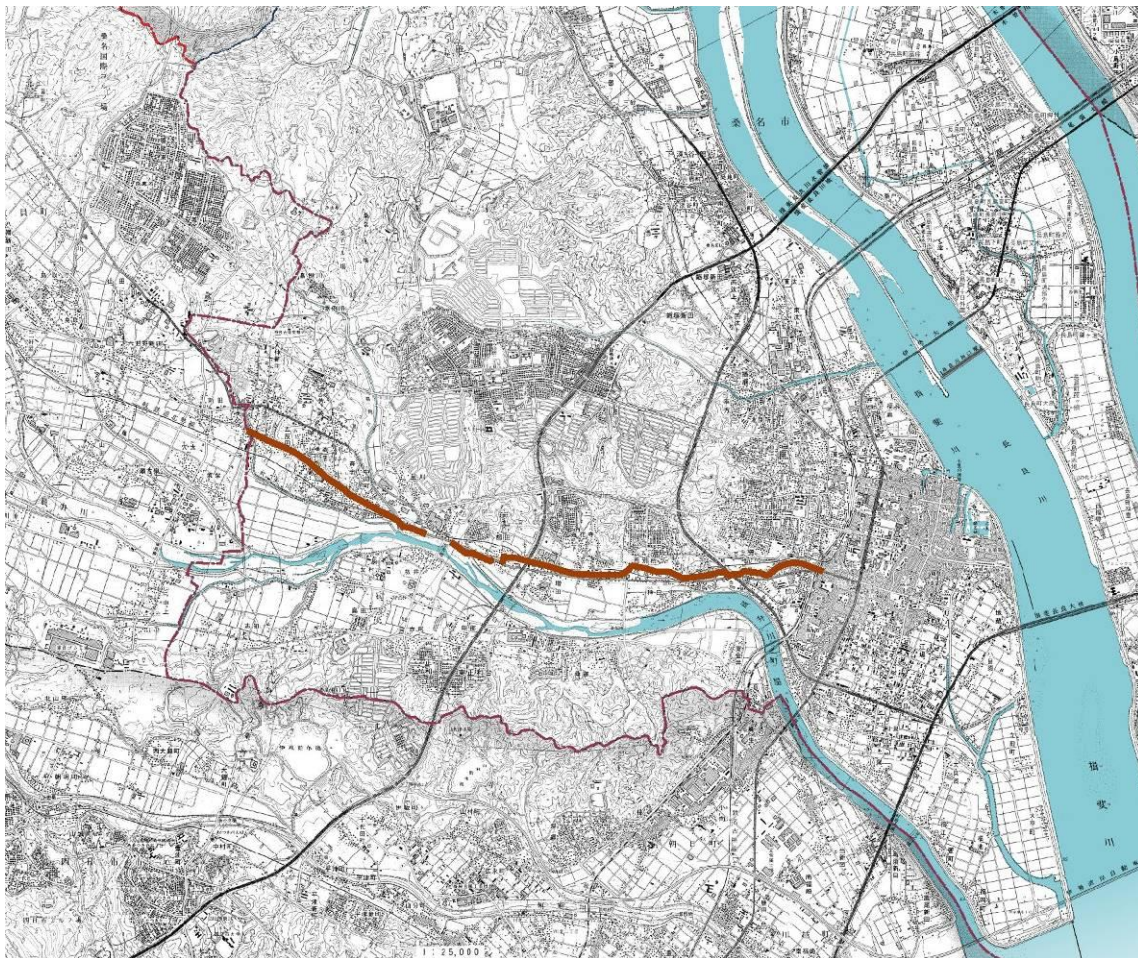
路線名		区 間	
市道馬道2号線他11線（濃州道）		全区間（市道のみ）	
指定の方針	④市民の憩いの場として親しまれている或いは地域の歴史文化の継承に資する公共施設であり、眺望景観などを楽しむ場として保全・活用していく必要があるもの。		
 <p>濃州道沿いには、馬道など古いまちなみが残る地区が見られます。 また、石取祭では、その一部が祭車の通るルートになっています。現在、地域住民などの組織により、これらのまちなみを守るための検討がなされています。</p>			
整備に関する方針（景観法第8条第2項第5号ロ）			
①沿道景観形成の方針 濃州道沿いに残る古いまちなみや景観資源の保全を図るとともに、これらのまちなみとの調和に配慮した景観の形成を図ります。			
②道路の舗装の整備に関する方針 道路の舗装は、歴史的景観が見られる地区は、これとの調和に配慮します。			
③道路附属施設の整備に関する方針 道路附属施設の色彩については、古いまちなみとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン（マンセル値10YR 2.0/1.0と同等の色）、グレーベージュ（マンセル値10YR 6.0/1.0と同等の色）を基本とします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
④小規模な改修に関する方針 路線の景観に大きく影響を与えるような計画的に連続して行う改築時において適用することとし、通常の維持管理行為の場合など小規模改修の場合は、上記②及び③項は適用除外とします。			
占有許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準） （景観法第8条第2項第5号ハ(1)）			
道路上の工作物は、周辺から突出するような形態意匠とならないよう、外観の色彩は、次の表のとおりとします。ただし、自然素材の使用に努めるなどまちなみとの調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。			
色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4	2以下（無彩色を含む）

図 市道馬道2号線他11線（濃州道）



推進方策

1. 良好な景観の形成に関する役割分担

良好な景観の形成は、放っておいて実現するものではなく、市民や事業者、来訪者、行政などによる日々の持続的な取り組みによって実現します。

良好な景観の形成に関する取り組みは、地域のコミュニティを育み、地域の誇れる景観を保全・創出することにつながります。

本市の景観形成の課題では、放置ごみの問題や雑草、管理不足の竹林など、日々の取り組みに関する課題も多く見られることから、景観が地域共通の資産であるということを経験する意味でも、良好な景観の形成に関する役割分担に関して方針を定めます。

(1) 市民による活動

① 日常の維持管理活動

市民は、自らが良好な景観の形成の主役であることを自覚し、地域の環境や景観を維持保全するため、河川や海などの美化、草花や樹木の植栽・育成、日常的な清掃活動の継続など自主的な市民活動に努めます。

② 地域まちづくり活動

自らが生活する地域やまちづくり活動においては、地域の景観の保全や創出という視点に立ち、地区の歴史的環境及びまちなみの維持保全活動や地域特性を生かしたまちづくり活動、地域の伝統行事や文化活動などに努めます。

(2) 事業者による活動

① 日常の活動

事業者は、自らの活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動のなかでも、良好な景観に配慮した建築などの行為、自然の地形の保全に配慮した開発行為、日常的な維持管理活動や敷地内の緑化など、地域の環境や景観を維持保全するよう努めます。

② 地域まちづくり活動への参画

事業者は、事業対象となる土地や建物が、まちづくり活動がなされている地区にある場合は、まちづくり活動の趣旨を十分理解し、地区の歴史的環境やまちなみに配慮した施設整備、観光や商業などの地域産業活性化に資する施設整備など、まちづくり活動の趣旨に基づいた景観形成活動に自ら参加、協力するよう努めます。

(3) 行政による活動

① 関係所管や周辺市町との連携による取り組み

良好な地域の景観を形成するため、本市における景観形成の意義を各所管共通の認識とし、地域の景観を先導する公共事業、公共施設などの整備に努めるとともに、千本松原の保全などについては、愛知県愛西市、岐阜県海津市との連携・調整の場を確保するなど、良好な景観の形成に関する三重県や隣接する市町との協議体制の整備に努めます。

② 地域まちづくり活動

地域住民が主体的に取り組むまちづくりや景観形成活動について協力するとともに、まちなみ修景補助の検討など必要に応じた支援を図ります。

2. 都市計画法などの活用による推進

(1) 地区計画等制度の活用

建物用途や高さの制限などを含む地区の計画的な整備と良好な景観の形成をあわせて行うことが有効な地区においては、都市計画法の地区計画制度や景観法の諸制度を活用し、総合的な取り組みにより、地区の将来像の実現化に努めます。

(2) 景観地区制度の活用

重点地区のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区は、都市計画法の地域地区制度の活用を検討し、地域住民の合意が得られるなどの条件が整い次第、景観地区に指定するなど、総合的に良好な景観の形成に努めます。

(3) 文化財保護法などの活用

本市の輪中景観は、農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する研究において、2次調査の対象とした地域のうち重点地域に位置づけられています。

また、採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究において、桑名市街地は、旧城下町の計画性を示す現在の景観として重要地域に選定されています。

このことから、改正文化財保護法に基づく文化的景観制度の有効性なども検討し、必要に応じて活用するなど、文化財などを地域の資産として生かした、総合的な景観まちづくりに努めます。

(4) 関連事業との連携

木曾三川の河口に位置する城下町として発展し、慶長の町割をもとにした都市構造が現在まで受け継がれている桑名城周辺地区などの景観形成上重要な地区においては、関連事業実施に際し、より良好な景観の形成に努めます。

3. 景観計画の変更

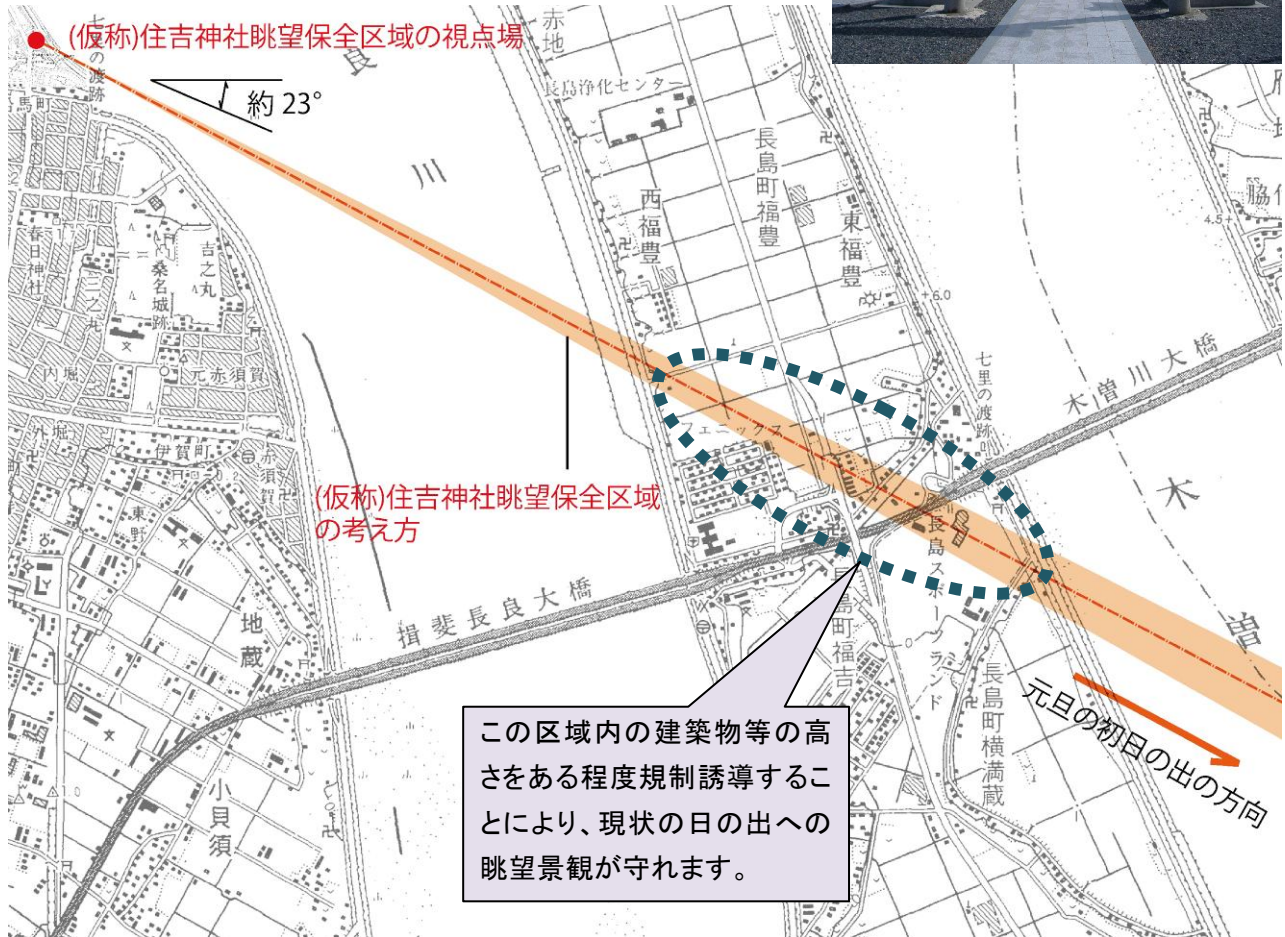
本計画は、様々な施策や仕組みを運用することから、今後も本市の良好な景観の形成の推進に向け実効性のある施策などを継続的に検討するとともに、必要に応じて計画の変更を行います。

本市特有の景観を大切にするための施策として、重点地区、眺望保全区域制度については、特に制度の活用に努めます。

例えば、住吉神社は、12月から1月にかけて、鳥居の中央付近から日の出を楽しめる（元旦は鳥居の中央から初日の出を楽しめる）よう、配置の工夫がなされています（次頁参照）。

これについても、本市特有の眺望景観であり、多度山眺望保全区域に次いで、（仮称）住吉神社眺望保全区域として眺望景観の保全に努めます。

□参考 (仮称)住吉神社眺望保全区域の考え方



日の出のようす



桑名市景観計画策定に係る資料編

桑名市景観計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 桑名市景観計画を策定するにあたり、市民が桑名市特有の景観を認識し、これらの誇りある景観資源を守り、育てる心を育むため、かつ景観資源の保全・活用のための積極的な取り組みを行う景観まちづくりの実現にむけて、景観施策を推進していくため桑名市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について審議検討する。

- (1) 桑名市景観計画の策定に関すること。
- (2) 桑名市景観条例（案）等に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する者をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該景観計画策定完了の日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を求めることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、委員会に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、桑名市都市整備部都市整備課まちづくり景観室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行する。

桑名市景観計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

役 割	氏 名	備 考
会 長	浅野 聡	三重大学大学院工学研究科建築学専攻准教授
副会長	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
委 員	五十部 秀雄	公募
委 員	稲垣 享一	三重県建築士会桑名支部副支部長
委 員	小笠原まき子	三重県屋外広告美術協同組合理事長
委 員	奥野 美樹	公募
委 員	関 正明	中部電力株式会社桑名営業所長(H19、20年度)
委 員	南部 時英	桑名市農業委員会会長
委 員	西羽 晃	桑名市文化財保護審議会会長
委 員	福田 豊	公募
委 員	水谷 正	桑名三川商工会会長
委 員	宮武 仁	公募
委 員	山本 哲也	中部電力株式会社桑名営業所長(H21、22年度)
委 員	吉田 勝利	桑名商工会議所専務理事
アドバイザー	篠原 修	政策研究大学院大学教授
アドバイザー	吉村 壽夫	桑名市都市計画審議会会長
委 員	田村 隆	国土交通省中部地方整備局建政部公園調整官(H19年度)
委 員	黒澤 伸行	国土交通省中部地方整備局建政部公園調整官(H20、21年度)
委 員	望月 一彦	国土交通省中部地方整備局建政部公園調整官(H22年度)
委 員	伊藤 隆	三重県県土整備部景観まちづくり室長(H19年度)
委 員	日沖 正人	三重県県土整備部景観まちづくり室長(H20、21、22年度)
委 員	田口 芳直	桑名市観光プロデューサー(H19、20、21年度)

※備考欄()書き内の年度は、桑名市景観計画策定委員として委嘱を受けた年度を示します。

桑名市景観計画策定委員会 経過

委員会	時期	審議事項
第1回	平成19年10月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名市景観計画策定委員会について ・ 景観法について ・ 桑名市景観計画策定の位置づけについて
第2回	平成19年11月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県景観計画の紹介 ・ 三重県景観計画と桑名市における景観行政との関係について ・ 桑名市における景観資源の状況について
第3回	平成20年2月4日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名市の景観特性について ・ 景観計画区域の地区区分の考え方について ・ 地区別の景観特性について
第4回	平成20年5月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名市景観計画策定の背景と目的について ・ 景観計画区域の地区区分について ・ 景観に関する類型区分について
第5回	平成20年7月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成の課題について ・ 桑名市景観計画の方向について
第6回	平成20年10月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観の形成に関する方針について (一般地区、重点候補地区)
第7回	平成20年11月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般地区における行為の制限に関する事項について(届出を要する行為、景観形成基準の考え方について)
第8回	平成21年1月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般地区における行為の制限に関する事項について ・ 眺望保全区域について
第9回	平成21年3月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眺望保全区域について ・ 景観重要公共施設の整備等に関する事項の協議状況について ・ 桑名市景観計画(全体構成)について
第10回	平成21年10月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要公共施設の整備等に関する事項について ・ 桑名市景観計画(構成案)について
第11回	平成22年2月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名市景観計画(素案)について ・ 景観行政団体への移行に向けた法定手続等について
第12回	平成22年7月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 桑名市景観づくり条例について ・ 重点地区指定に向けた取り組みについて ・ 桑名市景観審議会設置の報告
第13回	平成23年2月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント、都市景観審議会の報告 ・ 桑名市景観計画(最終案)について ・ 改正桑名市景観づくり条例について

用語解説

あいうえお

◆アクセント色

基本となる色に対して強調する色のことで、壁面の一部や形状を効果的に強調し、個性や彩りを印象づける際に使用する色のこと。

◆一般地区

景観計画区域のうち、重点地区を除く市域全域を一般地区という。

◆いぶし瓦

日本瓦は、大きく分けて、いぶし瓦と、陶器瓦に分類される。

いぶし瓦は、表面に炭素膜を形成させる独特の製法により、銀色に淡く輝く色艶のあるものとなる。

◆屋外広告物

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物法第2条第1項）」をいう。

かきくけこ

◆外構

建築物の外まわりの構造物等のことで、門や塀、生垣、車庫、植栽などのことをいう。

◆開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことをいう（都市計画法第4条第12項）。

◆切妻屋根

屋根形状のひとつで、屋根の最頂部の棟から地上に向かって二つの傾斜面をもつ山形の形状をした屋根のことをいう。

◆桑名市総合計画

総合計画とは、自治体の全ての計画の基本となる計画のこと。

本市では、平成18年9月に桑名市議会で「基本構想」が議決された。

今後10年間の市政運営の指針を示したものの。

計画では、快適、交流、自立の基本理念のもと、将来像である「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市」の実現に向けて取り組むこととしている。

◆桑名市都市計画マスタープラン

1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。

本市では、平成20年度に策定。都市づくりの整備方針を上位・関連計画を踏まえ、長期的な展望のもとに概ね20年後を想定して計画し、本市のあるべき都市構造や将来の土地利用、都市施設の整備方針等、本市がめざす都市の将来像を実現するための基本とするもの。

◆桑名市緑の基本計画

都市緑化法による「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。

本市では、平成20年度に策定。都市公園や緑地の整備に関して、長期的な視野にたって概ね20年後を想定して計画し、将来確保すべき緑地の目標量、配置計画や、

実現のための施策の方針等を定めている。

◆景観計画区域

景観計画の運用対象となる区域のこと。本市の景観計画区域は、市域全域としている。

◆景観構造

都市の景観を形成している骨格となるもので、山地・丘陵地や河川・海岸などの地形、まとまりのある農地や市街地、集落などの土地利用、幹線道路や鉄道などの構造物などをいう。

◆景観重要公共施設

景観法第8条に規定された制度で、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の公共施設のうち、良好な景観の形成が特に必要なもの。必要に応じて、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけ、整備の方針や占用許可の基準を定めるもの。

◆景観重要建造物

景観法第19条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な建造物について、景観計画に定められた指定の方針に基づき所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る建造物。

◆景観重要樹木

景観法第28条に規定された制度で、地域の景観を特徴づける重要な樹木について、景観計画に定められた指定の方針に基づき所有者の合意を得て、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る樹木。

◆景観整備機構

景観法第92条第1項に定められた制度、民間団体や市民による良好な景観の形成の推進を図る観点から、一定の能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観の形成を担う主体として位置付けるもの。

◆景観地区

景観法で規定される地区のこと。市町村は、景観法で定める景観計画とは別に、良好な景観の形成を図るため、都市計画区域、準都市計画区域内に景観地区を定めることができる。

「建築物の形態意匠の制限」を定めることを必須とし、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」「壁面の位置の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」に関しては必要に応じて定めることにより、より確実な規制誘導が担保できる。

◆景観100選

ここでは一般的に、公的な機関等が日本全国から、高いデザイン水準を持つ都市や美しい景観を有する都市、美しい景観づくりへの取り組みを行っている都市を選定する制度のことをいう。

◆景観法

平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定められたもの。

◆形態意匠

建築物や工作物の形状、色彩、使用材料などのこと。

◆慶長の町割

慶長6（1601）年、桑名の初代藩主となった本多忠勝が、築城と同時に町屋川と大山田川の流れを変えて堀とし、住民を退去させて城郭を造るなど、大胆なまちづくりをおこなったことをいう。

◆高規格幹線道路

道路の一種で、全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。

本市においては、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道がこれにあたる。

さしすせそ

◆彩度

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

彩度は、色の鮮やかさを数字で示すもので、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増し、数値が低いほうが穏やかな色調となる。

無彩色の彩度は0であり、色味を増していくにしたがって数値も大きくなる。

◆里山

人々の生活に関係の深い山や農地、用水路、ため池、集落などが一体となって形成されてきた環境全体のこと。

本計画では、主に人々の生活に関係の深い山のことをいう。

◆色彩

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な

判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

◆色相

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

色相は、色合いを色名の頭文字をとったアルファベット記号と数字の組み合わせによって色の種類を示すもので、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）とその中間色として黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色を基本としている。

◆寺社林

神社や寺院を囲むように形成されている森林のこと。

◆視対象

眺望保全区域において、美しい眺めを楽しむ対象のことをいう。

多度山眺望保全区域における視対象は、多度山である。

◆視点場

眺望保全区域において、美しい眺めを楽しむための特定の場所のことをいう。

多度山眺望保全区域における視点場は、吉之丸コミュニティパークから三之丸公園周辺である。

◆修景

造園上の用語で庭園美化などを意味するが、景観では建築物や公共施設の形態意匠

を周辺のまちなみに調和させることをいう。

◆重点地区

住民主体によるまちづくりが検討されている地区、歴史的まちなみや賑わいのある街路景観が形成されているなど、景観計画区域のうち、良好な景観の形成が特に必要な地区で、今後、地域住民の合意を得て位置づける地区のこと。

◆重要伝統的建造物群保存地区

城下町、宿場町、門前町など各地に残る歴史的な集落やまちなみの保存を図るため、市町村が条例等により定める「伝統的建造物群保存地区」のうち、文化財保護法第144条の規定に基づき、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定した地区のこと。

◆樹林地

当該土地の大部分に、樹木やその他の植物が密集して生育している土地のこと。

◆植生

ある場所に生育している、まとまりのある植物のことをいう。

◆親水空間

人が水に親しみを感じることでできる空間のことで、河川や海岸の水際などで、人々が集い安らぐことができるよう整備された場所のこと。

◆親水性

水辺に対する親しみやすさのこと。

◆シンボルツリー

地域の景観を特徴づけるような、巨木や住民に親しまれている樹木、或いは住宅の外構に植える、大きな樹木のこと。

◆シンボルロード

都市の中心的な位置づけのある道路のこと。駅前通りなどをシンボルロードと呼ぶ場合が多い。

本市においては、八軒通りなどがこれにあたる。

◆水郷県立自然公園

木曾三川（木曾川・長良川・揖斐川）河口部と、養老山地南端の多度山を含めた区域で、1953年（昭和28年）10月1日に三重県が指定した。桑名市と桑名郡木曾岬町にまたがる自然公園。

◆スカイライン

連続した建物や山並みが、空とを区切る輪郭のこと。

◆占用許可

道路や河川などの公共施設上や上空などにおいて、工作物等を設置し、継続的に使用することに関して、当該公共施設の管理者が工作物等設置者に対し許可をすること。

◆占用物

道路等は、上下水道管、ガス管などの公共施設や、電柱・電線、公衆電話所などや露店などの設置のために利用される場合がある。

このように、道路等に設置するもので、道路法などに設置の許可が定められているもののこと。

たちつてと

◆建物用途

建築物の1つの分類のこと。住宅や事務所、店舗、官公庁舎、寺院・神社・教会などがある。

◆暖色

赤（R）、黄色（Y）、黄赤色（YR）など、暖かい印象を与える色相の色彩こと。

◆地域地区制度

都市計画法に基づく制度。都市計画区域内の土地をその利用目的によって分け、建築物や土地の区画形質の変更などについて一定の制限を行い、秩序だった土地利用を誘導するもの。

この地域地区制度の中に、用途地域や高度地区などのほか、景観法で規定されている景観地区などがある。

◆地区計画

都市計画法第12条の4に定められた制度。一定の地区を対象に、地区住民の合意に基づき、地区の目指すべき将来像を定め、その実現に向けて都市計画に位置づけ「まちづくり」を進めていく手法のこと。建物の用途や壁面の位置、形態意匠或いは容積率や高さの最高限度、外構、敷地規模の最低限度などについて一定の基準を定めることができる。

◆治水

河川においては、川の流れを良くすることにより、洪水などの水害を防ぐことをいう。

洪水などの水害から人々の生命と財産を守るため、護岸整備など必要な整備を行うこと。

◆眺望保全区域

美しい眺望景観が望める区域において、視点場と視対象を結ぶ範囲の区域を眺望保全区域という。

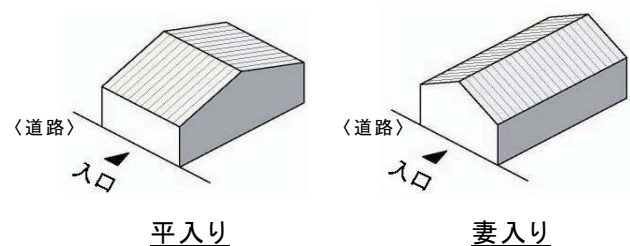
本市の第1番目の眺望保全区域は、視対象である多度山の裾野と七里の渡周辺の視点場を結ぶ範囲で囲まれた区域とし、多度

山眺望保全区域を指定している。

◆妻入り

道路沿いの建物などにおいて、道路に対する出入口の位置と建物の屋根形状との関係を表す言葉で、大きく「平入り」と「妻入り」に分類できる。

図に示すと次のとおり（出展：三重県景観計画）。



◆テナントビル

事務所ビルのうち、ビル所有者が他の者に事務所空間を貸し出す形式のもの。

◆デルタ地帯

河川河口付近で見られる地形で、河川の上流から流れてきた砂などが河口部で堆積し、形成される三角形の地形のこと。ギリシア文字のデルタ（ Δ ）に似ていることから、デルタ地帯と呼ばれる。

◆道路付属施設

道路管理者が道路上の交通を安全・円滑に保つために設置する施設のことで、ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路照明、道路標識、植樹帯などがある。

◆都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた法律のこと。

◆特定届出対象行為

景観法第17条第1項に基づき、届出対象行為のうち、形態意匠に関する制限に適合しない場合、変更その他必要な措置をとることを命じることのできる行為のこと。

なにぬねの

◆ナローゲージ

狭軌の英訳で、鉄道線路のレール間隔が標準値未満のものをいう。

日本では三岐鉄道北勢線、近鉄内部・八王子線、黒部峡谷鉄道がこれにあたる。

◆ネットワーク

ここでは、「水と緑のネットワーク」として使っている。

網の目のように、道路や歩道などの経路と、公園や緑地、河川、その他の水辺などがつながりを持っている様子をいう。

◆農用地

今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保し、農業振興を図っていこうとする優良な農地のこと。

はひふへほ

◆樋門（ひもん）

雨水や水田の水などが川や水路を流れ、大きな川に合流する場合、合流する川の水位が高くなった際、水が逆流しないように設ける施設のこと。

堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する場合、樋門と呼ぶ。

◆文化財保護法

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として定められた法律のこと。

◆文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものをいう（文化財保護法第2条第1項第5号）。

◆ポケットパーク

道路わきや空き地などわずかの土地を利用した小さな公園のこと。

まみむめも

◆マンセル記号

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づき表記する記号のこと。

これら3つの属性の尺度を、色相、明度、彩度の順に並べ示したもの。

◆マンセル表色系

色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）の組み合わせにより、数値的に表すためのしくみのこと。

◆水屋

排水路も完全でなく、木曾川の堤防が切れて浸水することが多かった明治の頃に形成されたもの。

一般的には倉庫として使用され、洪水の際には避難する住居として使われる。

◆見付面積

建築物の壁面の、各面から見える鉛直投影面積のこと。

◆無彩色

白や黒、灰など色相をもたないもの。明度のみで色を示すことになるため「N9」などのように最初にニュートラルの意味を

示す「N」をつけて表記する。

◆明度

色彩は、捉え方の個人差を超え客観的な判断ができるよう、日本工業規格において物体色の表示方法の標準（JIS Z8721）として指定されている3つの属性（色相、明度、彩度）に基づくマンセル表色系を用いて表す。

明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色となる。理論上の完全吸収の黒を0、完全反射の白を10で示し、その間を10分割して明るさを段階的に示す。

やゆよ

◆ユニバーサルデザイン

「いつでも、どこでも、自由に、使いやすい」ことを求める考え方。

老若男女の差、障がいや能力の差を問わず全ての人にとって使いやすさを追求すること。

◆擁壁

山の斜面を切り崩したり、土を盛ったりする際に形成される斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のこと。

らりるれろ

◆ランドマーク

地域の景観を特徴づけるような目印や象徴的な地形、橋、塔、建造物、樹木などのこと。

◆陸屋根

屋根の形状の一つ。傾斜の無い平らな屋根のこと。「陸」とは「平ら」との意味である。

◆稜線

谷と谷に挟まれた山地の一番高い部分の連なりのこと。尾根、山稜とも言う。

◆緑化重点地区

緑の基本計画において、「緑化の推進を重点的に図るべき地区」として位置づけられている地区のこと。公園緑地等の整備、緑化を重点的に推進していく地区。

本市では、中心市街地地区、多度山・多度大社周辺地区などが指定されている。

◆ルーバー

細長い板を、隙間をあけて平行に組んだもの。板の取付角度によって、風・雨・光・人の目線などを遮断したり透過したりすることができる。

◆連子格子

通りから室内が見えにくいように、細い角材を縦に並べ、その格子間の間隔を格子の部材幅寸法の1～3倍ほどとったもの。

わをん

◆輪中

岐阜県南部と三重県北部、愛知県西部の木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）とその支流域に存在した堤防で囲まれた構造或いはその集落のこと。

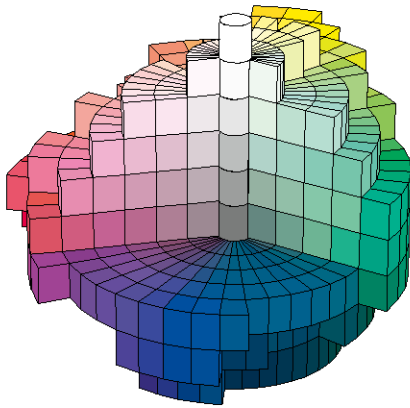
マンセル表色系について

マンセル表色系は、「色相 (Hue)」、「明度 (Value)」、「彩度 (Chroma)」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色を表すシステムです。

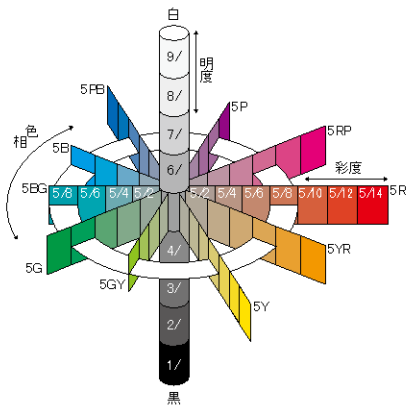
(1) 色相

色相は色合いを色名の頭文字をとったアルファベット記号と数字の組み合わせによって示す仕組みになっています。赤 (R)・黄 (Y)・緑 (G)・青 (B)・紫 (P) の5つの基本色相と、その中間にある黄赤 (YR)・黄緑 (GY)・青緑 (BG)・青紫 (PB)・赤紫 (RP) からなる10色相によって色相環を構成し、それをさらに細分化するために0から10までの数値を組み合わせることで全体を100分割しています。

例えば、赤 (R)系色相の5の位置にある5Rの色相の位置には「図 等色相面 5R」の明度と彩度」に示すような色彩が含まれます。



■図 マンセル色立体の断面



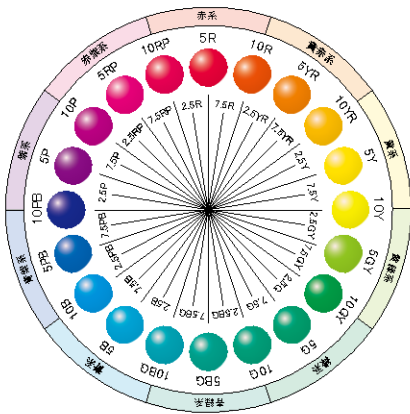
■図 マンセル色立体の構造

(2) 明度

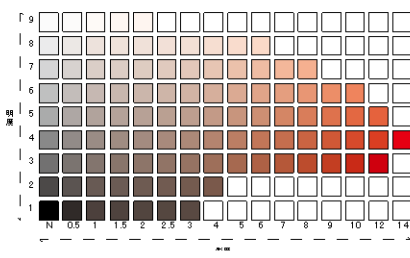
明度は明るさを0から10の数値で示し、数値が大きくなるに従って明るさが増す仕組みになっています。理論上の完全吸収の黒を0、完全反射の白を10で示し、その間を10分割して明るさを段階的に示します。色相をもたない無彩色は、明度のみで色を示すことになるため「N9」などのように最初にニュートラルの意味を示す「N」をつけて表記します。

(3) 彩度

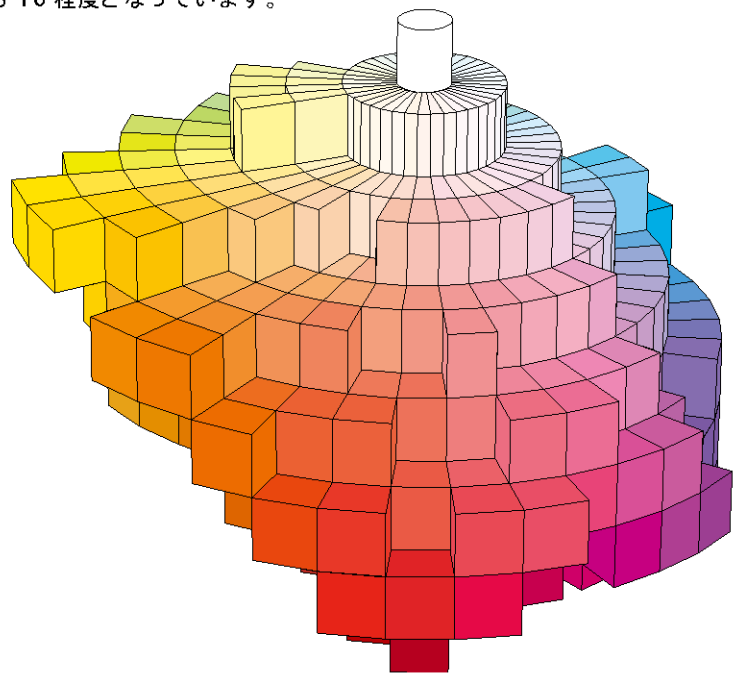
彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が大きくなるに従って鮮やかさが増す仕組みになっています。無彩色の彩度は0であり、色味を増していくにしたがって数値も大きくなっていきます。各色相で最も鮮やかな色彩を示す最高彩度は色相によって異なり、JIS標準色票では、赤・黄系の最高彩度が14程度、青系の最高彩度が8から10程度となっています。



■図 マンセル色相環



■図 等色相面 (5R) の明度と彩度

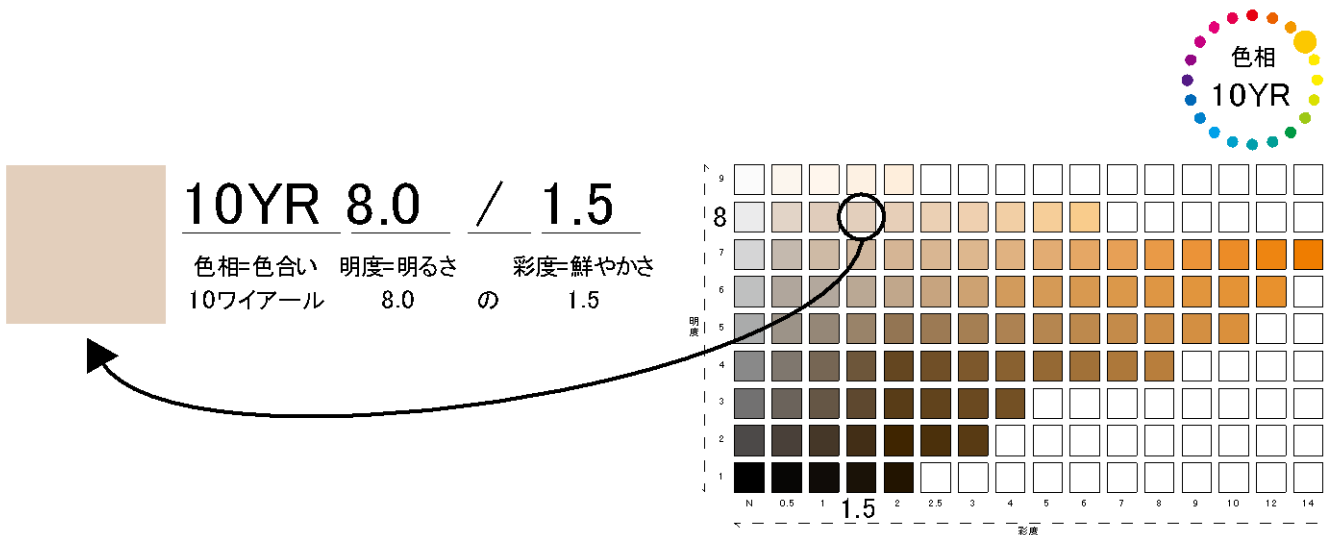


■図 マンセル色立体

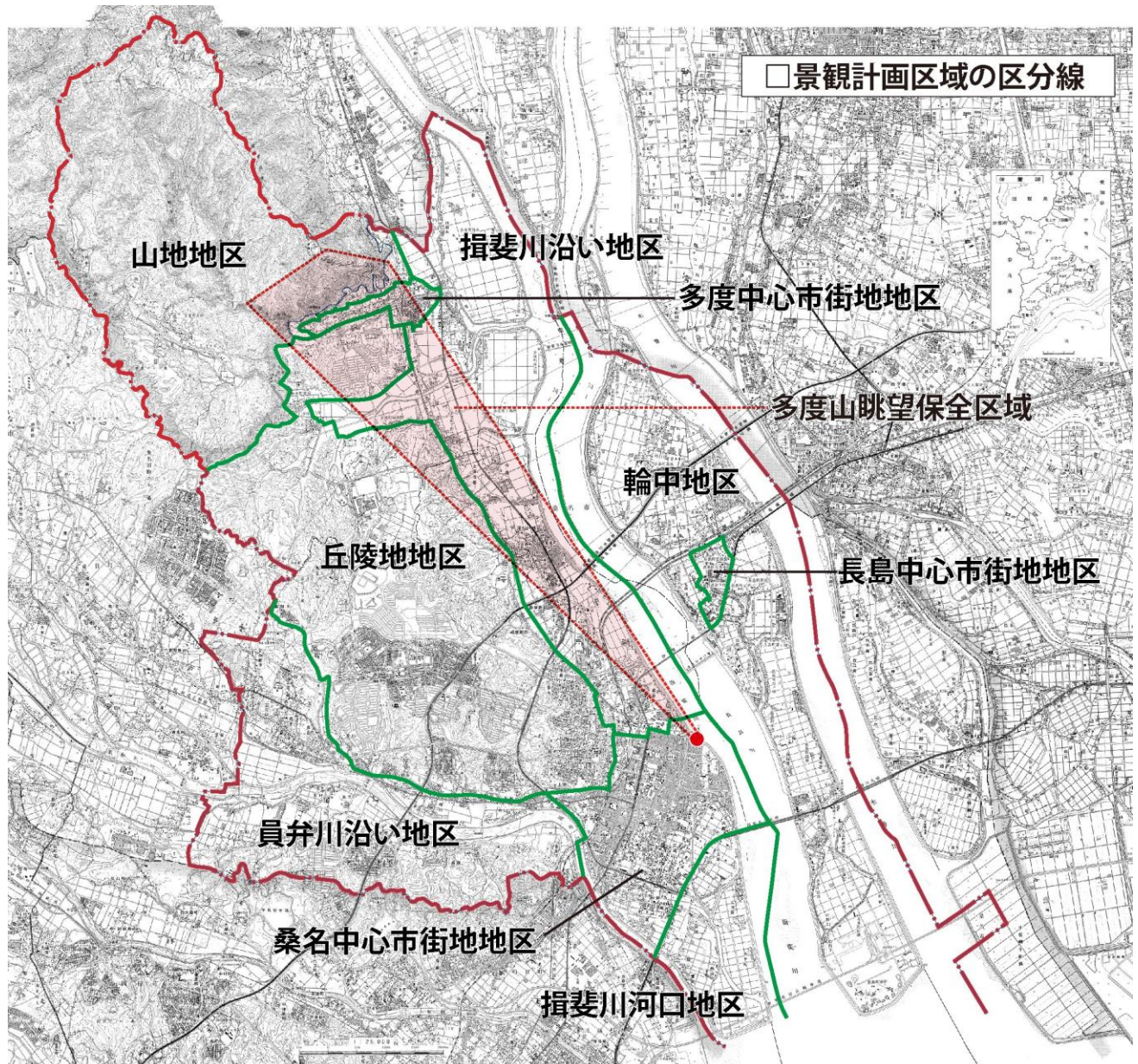
(4) マンセル記号

以上のように、マンセル表色系は、色相、明度、彩度の要素からなる色の三属性によって構成される立体として考えることができ、そこに実際の色を配してみると「マンセル色立体」のようになります。

これら3つの属性の尺度を、色相、明度、彩度の順に並べたものがマンセル記号です。次の例の色彩は、10YRの色相に属し、明度が8.0、彩度が1.5であることから「10YR8.0/1.5」と記し、「10ワイアール、8.0の1.5」と読みます。



参考 景観計画区域図



桑名市景観計画

発行 平成 23 年 10 月
発行者 桑名市
〒511-8601 桑名市中央町 2 丁目 37 番地
電話 (0594) 24-1223
編集 桑名市都市整備部都市整備課